

第44回 滋賀地方労働審議会次第

令和3年 11 月 24 日 (水)
午後3時 00 分～5時 00 分
We b会議

1 開 会

2 滋賀労働局長挨拶

3 会長選出・挨拶

4 議 事

- (1) 令和3年度上半期の労働行政の事業実施状況と年度後半の業務運営について

- (2) その他

5 閉 会

第 44 回 滋賀地方労働審議会 資料一覧

1. 令和3年度滋賀労働局の取組 ～上半期の状況～

2. 附 属 資 料

<Ⅰ「新型コロナウイルス感染症」の影響に対する取組関係>

○小学校等に通う子どもの保護者向けリーフレット…………… 資料1

<Ⅱ 職業安定行政関係>

○産業雇用安定助成金リーフレット…………… 資料2

<Ⅲ 労働基準行政関係>

○脳・心臓疾患の労災認定基準改正に関する4つのポイント…………… 資料3

<Ⅳ 雇用環境・均等行政関係>

○改正女性活躍推進法対応セミナーチラシとアンケート結果…………… 資料4

令和3年度 滋賀労働局の取組 ～9月末の状況～

令和3年11月24日
第44回 地方労働審議会 資料

滋賀労働局の最重点対策

- 第1 ウイズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保
- 第2 新しい生活様式・新しい働き方に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

I 「新型コロナウイルス感染症」 の影響に対する取組

1 雇用失業情勢

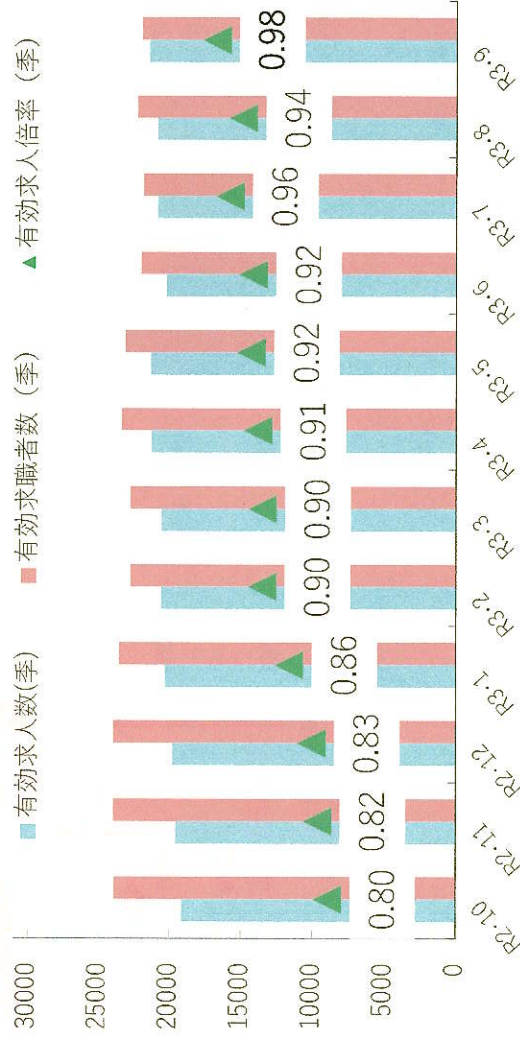
県内の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、求職の超過が続いており、注意を要する状態にある。

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。

○ 9月の有効求人倍率は0.98倍で、前月に比べ0.04ポイント上昇（2か月ぶり）

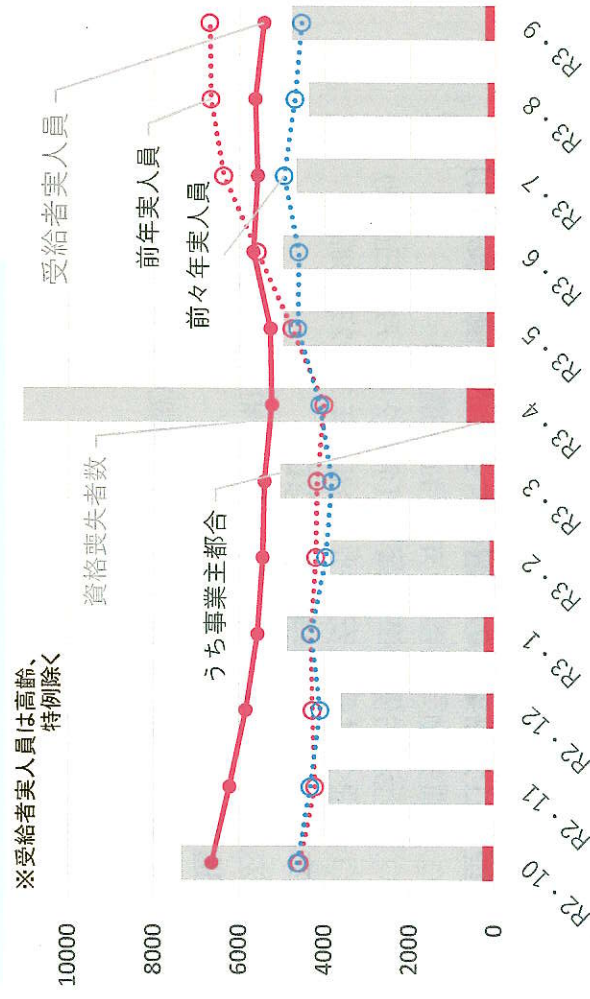
○ 9月の新規求人倍率は1.70倍で、前月に比べ0.02ポイント上昇（2か月ぶり）

①有効求人・求職・倍率状況（パート含む、季節調整値）



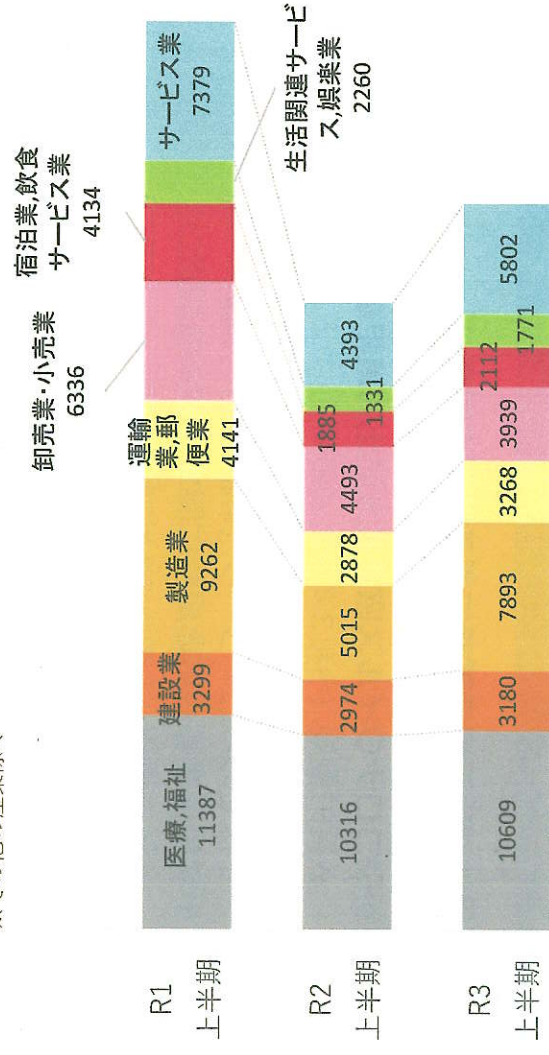
②雇用保険 被保険者資格喪失者数と

受給者実人員の推移（滋賀労働局管内）



③産業別求人数の推移（直近3年上半期・パート含む）

※その他の産業除く



2 特別相談窓口等の設置・相談状況

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口】

- ①滋賀労働局（令和2年2月14日開設）
- ②東近江労働基準監督署（令和2年3月23日開設）
- ③彦根公共職業安定所（令和2年3月23日開設）

【新卒者内定取消等特別相談窓口】

滋賀新卒応援ハローワーク（令和2年4月13日開設）

【派遣労働者の相談窓口】

滋賀労働局（令和2年5月14日開設）

【雇用調整助成金相談窓口】

滋賀労働局

【母性健康管理措置等に係る特別相談窓口】

滋賀労働局（令和2年10月1日開設）

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー】

滋賀労働局（令和3年2月15日開設）

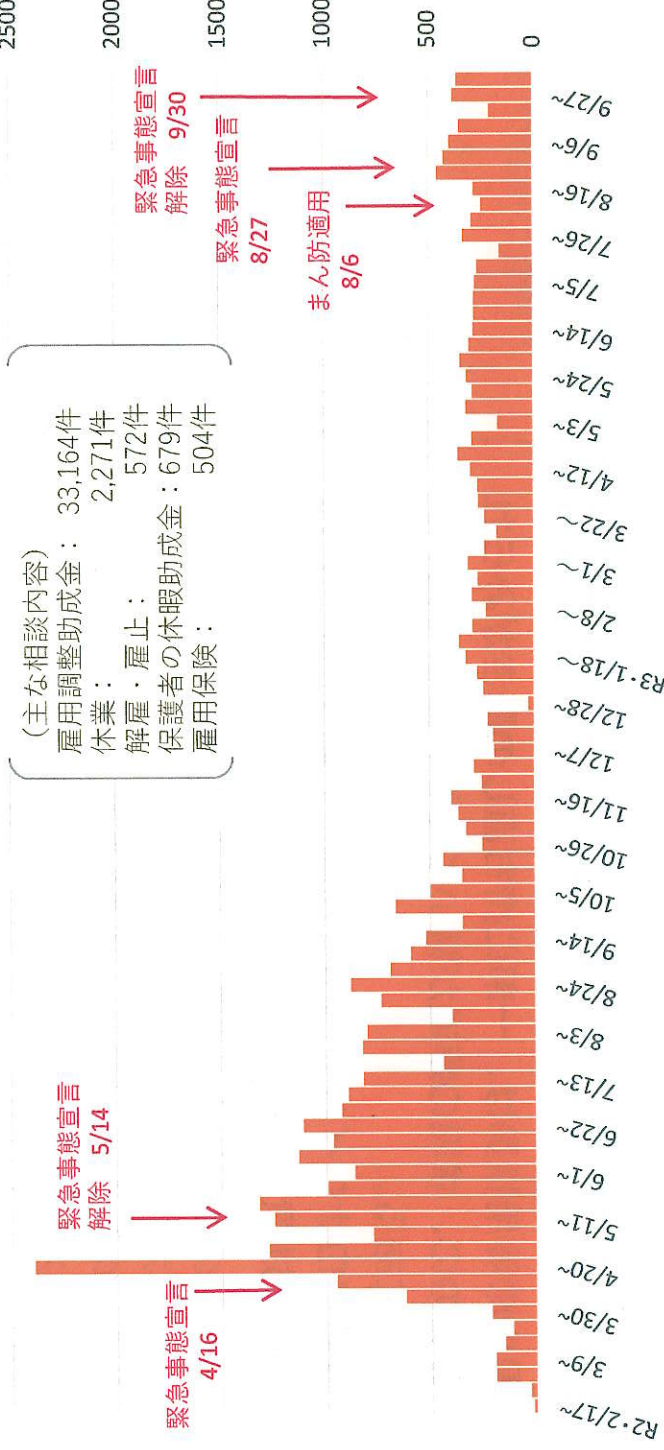
【コロナ対応スデスアップ相談窓口】

すべてのハローワーク（令和3年3月開設）

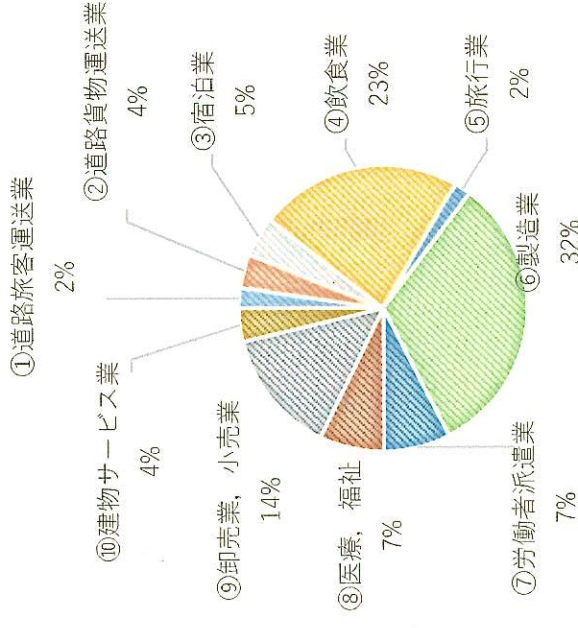
【小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口】

滋賀労働局（令和3年9月30日開設）

【相談件数】 令和3年10月10日までに滋賀労働局、労働基準監督署、ハローワークに寄せられた相談件数＝延べ39,750件



【相談者の業種別】



※「その他・不明」を除く

3 各種支援対策の周知及び協力要請等の状況

令和3年

- 4月2日 県内各市町の母子手帳交付窓口等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する心理的ストレスに対する母性健康管理措置について資料提供。
- 5月17日 コロナ禍における滋賀県と滋賀労働局の一層の連携強化のため、三日月知事からメッセージをいただき署所長会議において幹部職員が共有。
- 7月1日 滋賀県医師会、滋賀県産婦人科医会、滋賀県病院協会、滋賀県助産師会等あて、母性健康管理指導事項連絡カードの改訂と併せ、新型コロナウイルス感染症に関する心理的ストレスに対する母性健康管理及び事業主向け支援措置について周知協力を依頼。
- 10月4日 小学校休業等対応助成金が再開されたことに伴い、小学校等の保護者を対象とした案内チラシを作成し、滋賀県教育委員会及び滋賀県健康福祉部を通じて、県内小学校、保育所等において保護者に配付していただくよう協力要請を行った。【資料1-1】



5/17署所長会議

4 各種助成金等の取扱い状況

【雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金】

▶10/1時点

申請件数40,686件

支給決定件数39,900件

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

▶9/末時点

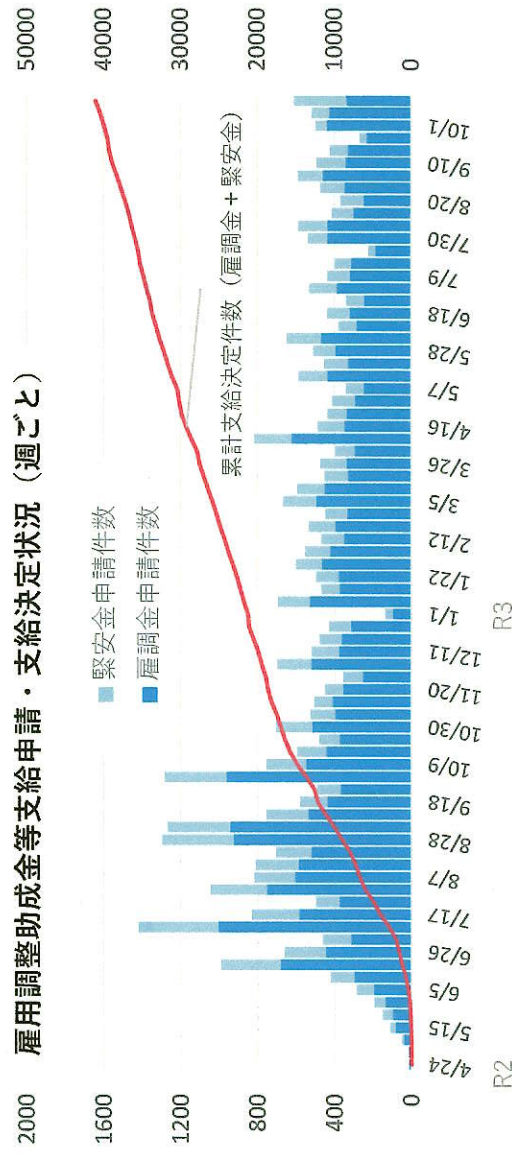
申請件数18,975件

支給決定件数16,436件

【両立支援等助成金】

育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）

▶9/末時点 支給決定件数17件



Ⅱ 職業安定行政の取組

1 雇用の維持・継続に向けた支援

産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進する。

【滋賀県在籍型出向等支援協議会】

- ・ 経済・労働者団体、金融機関、行政団体の19の機関および団体が構成する滋賀県在籍型出向等支援協議会を設置。第1回協議会(6月17日)を開催。
- ・ 出向情報やノウハウの共有、出向の送り出し企業や受け入れ企業の開拓などを進める。…企業開拓のための電話42件、訪問15件(9月末現在)

【オンラインセミナーの開催】

- ・ 雇用シェアと産業雇用安定助成金の解説セミナーを、産業雇用安定センター、滋賀県雇用シェアサポートセンターとの共催で開催(8月24日)。参加者31名

【産業雇用安定助成金】

- ・ 2月5日から受け付け開始。…出向計画届受理6件(9月末現在)
- ・ 出向中に要する費用、出向による初期経費の一部について、出向元・出向先の双方が助成対象。

第1回 滋賀県在籍型出向等支援協議会
(令和3年6月17日滋賀労働局共用会議室)



2 職業紹介業務の充実・強化

ハローワークが「雇用のセーフティネット」としての役割を果たすため、マッチング機能の強化、業務の改善及びサービスの向上について継続的に取り組む。

1. 就職件数（常用）

ハローワークの紹介により就職した件数について、17,107件以上を目安とする。

2. 充足件数（常用、受理地ベース）

ハローワークの常用求人（受理地ベース）の充足件数について、15,871件以上を目安とする。

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

基本手当支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する件数について、5,635件以上を目安とする。

1. 就職件数（常用） 8,204人（進捗率 48.0%）（9月末現在）

2. 充足件数（常用、受理地ベース） 7,636件（進捗率 48.1%）（9月末現在）

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数 2,172件（進捗率 38.5%）（8月末現在）

- ・ 就職件数は前年同月比3.4%の増加となった。年度当初より対前年増加基調で進んでいたが、夏以降のコロナ第五波により7月以降対前年減少に転じている。
- ・ 充足件数は前年同月比2.8%の増加となった。就職件数と同様4～6月は対前年増加、7月以降対前年減少となっている。
- ・ ハローワークシステムが9月21日に改修され機能が充実。来所なしに職業紹介を受けることができる等、求職者の多様なニーズに対応することが可能となった。

3 地方自治体との連携

地域雇用創造協議会と労働局・ハローワークとの連携
一体的実施施設など地方公共団体との連携による就職支援施設の運営事業

地域雇用創造協議会との連携

令和元年度「地域雇用活性化推進事業」採択地域の長浜市において、協議会とハローワーク長浜が連携して保育所等の入所申込時期に合わせ「合同企業説明会 おしごとフェスタ」を実施

ハローワークが行う無料職業紹介業務と、地方公共団体が行う業務（福祉等）をワンストップで一体的に実施

自治体	名称	概要	取組状況（9月末）
滋賀県	シニアジョブステーション滋賀	大津駅前の滋賀ビル5階に開設し、滋賀県とハローワークによる中高年層者を対象としたキャリア相談・就業支援を一体的に実施	就職率(45歳以上) 42.3% (目標値：39.9% ／目標値差+2.4p)
滋賀県	滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前	JR草津駅前のガーデンシティ草津3階に開設し、滋賀県とハローワークによる子育て中の方を対象とした職業相談・職業紹介及び就業支援を一体的に実施	就職率 39.9% (目標値：49.6% ／目標値差▲9.7p)
湖南省	湖南障がい者等職業相談コーナー「チャンスワークこなん」	市役所庁舎内に開設し、市とハローワークによる障害者や福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対する生活支援や就業支援など一體的支援等の実施	就職率 86.1% (目標値：30.5% ／目標値差+55.6p)
野洲市	野洲生活困窮者等就業相談コーナー「やすワーク」	市役所庁舎内に開設し、生活困窮者や就職困難者の相談に応じ、助言・提案・各就労支援関係機関の紹介などの情報提供を行い、市とハローワークによる一體的支援を実施	就職率 93.4% (目標値：65% ／目標値差+28.4p)
大津市	大津市福祉事務所就業支援ステーション「ステップアップおおつ」	市役所庁舎内にハローワークの窓口を開設し、生活困窮者の求職活動に対し、職業相談・職業紹介などの就業支援を一体的に実施	就職率 60.1% (目標値：67% ／目標値差▲6.9p)

4 新規学卒者等・フリーターへの就職支援

ハローワークの職業紹介により正規雇用結びついたフリーター等について、1,406人以上を目安とする。

正規雇用結びついたフリーター等の就職件数
576件（進捗率 41.0%）（8月末現在）

○高卒者支援

- ・9月16日選考開始（昨年度はコロナ禍により10月16日に後ろ倒し）。
- ・求人数は3,807人（9月末現在）で前年10月比6.2%増加。
- ・未内定者に対しては高校就職相談会（11月10日）の開催や就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を行う。

○大卒者等支援

- ・新卒者内定取消等特別相談窓口の設置。
- ・合同就職説明会「しがじょぶフェア2021」を開催（6月30日）し、企業58社と学生（既卒後3年以内の者含む）123人が参加した。

○フリーター対策

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーターが中心となり、トライアル雇用等各種支援制度を活用し、正規雇用化を推進した。

○ユースエール（若者雇用促進法に基づく認定制度）

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定

14社（9月末現在）



しがじょぶフェア2021夏

参加企業 60社

6月30日水 10:00～16:30

会場 クサツエストピアホテル「瑞祥の間」

2部制 定員 100名

1部 10:00～12:30 参加企業 約30社
2部 14:00～16:30 参加企業 約30社

参加費 無料

申し込み 無料

申し込み 077-563-0301

ユースエール認定企業

知ってる？

ユースエール認定企業とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

認定企業数 100社以上

認定企業数 20社以上

認定企業数 10社以上

5 人材不足分野のマッチング

人材確保対策コーナーを中心に人材不足が顕著な分野のPR及び求職者との積極的なマッチングを行う。

人材不足分野の就職件数 1,792件
(9月末現在)

分野別
就職件数

建設 153
警備 189
運輸 356

医療・福祉 1094

・ハローワークにおいて、求人部門と職業相談部門双方の担当者が参加する求人充足会議を開催し、求人者の充足対策を検討。求人者が充足するまで、求人担当制により進捗管理と求人者への助言等の支援を行った。

・新型コロナウイルスの影響により、人材確保ニーズが高まっている医療・福祉分野については、有資格者等に求人情報を提供して積極的な応募勧奨を行い、関係機関とも連携してマッチングを図った。

・下半期は、11月の介護就職デイズなど、人材不足が顕著な分野の魅力発信のため、セミナーや求人説明会等、積極的に企画・開催する。



人材不足が深刻化している4分野(6業種)に重点を置いて就職をサポート



と世に寄り添い、料、資格を問わず、6業種に属するあらゆる方々が対象です。1名も取り残さない。専門の職員によるきめ細やかな職業紹介・情報提供。ロ技職に結びつくコンパニオン・プログラムの実施。ロハローワークのネットワークを活用し、2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31.32.33.34.35.36.37.38.39.40.41.42.43.44.45.46.47.48.49.50.51.52.53.54.55.56.57.58.59.60.61.62.63.64.65.66.67.68.69.70.71.72.73.74.75.76.77.78.79.80.81.82.83.84.85.86.87.88.89.90.91.92.93.94.95.96.97.98.99.100.101.102.103.104.105.106.107.108.109.110.111.112.113.114.115.116.117.118.119.120.121.122.123.124.125.126.127.128.129.130.131.132.133.134.135.136.137.138.139.140.141.142.143.144.145.146.147.148.149.150.151.152.153.154.155.156.157.158.159.160.161.162.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173.174.175.176.177.178.179.180.181.182.183.184.185.186.187.188.189.190.191.192.193.194.195.196.197.198.199.200.201.202.203.204.205.206.207.208.209.210.211.212.213.214.215.216.217.218.219.220.221.222.223.224.225.226.227.228.229.230.231.232.233.234.235.236.237.238.239.240.241.242.243.244.245.246.247.248.249.250.251.252.253.254.255.256.257.258.259.260.261.262.263.264.265.266.267.268.269.270.271.272.273.274.275.276.277.278.279.280.281.282.283.284.285.286.287.288.289.290.291.292.293.294.295.296.297.298.299.300.301.302.303.304.305.306.307.308.309.310.311.312.313.314.315.316.317.318.319.320.321.322.323.324.325.326.327.328.329.330.331.332.333.334.335.336.337.338.339.340.341.342.343.344.345.346.347.348.349.350.351.352.353.354.355.356.357.358.359.360.361.362.363.364.365.366.367.368.369.370.371.372.373.374.375.376.377.378.379.380.381.382.383.384.385.386.387.388.389.390.391.392.393.394.395.396.397.398.399.400.401.402.403.404.405.406.407.408.409.410.411.412.413.414.415.416.417.418.419.420.421.422.423.424.425.426.427.428.429.430.431.432.433.434.435.436.437.438.439.440.441.442.443.444.445.446.447.448.449.450.451.452.453.454.455.456.457.458.459.460.461.462.463.464.465.466.467.468.469.470.471.472.473.474.475.476.477.478.479.480.481.482.483.484.485.486.487.488.489.490.491.492.493.494.495.496.497.498.499.500.501.502.503.504.505.506.507.508.509.510.511.512.513.514.515.516.517.518.519.520.521.522.523.524.525.526.527.528.529.530.531.532.533.534.535.536.537.538.539.540.541.542.543.544.545.546.547.548.549.550.551.552.553.554.555.556.557.558.559.560.561.562.563.564.565.566.567.568.569.570.571.572.573.574.575.576.577.578.579.580.581.582.583.584.585.586.587.588.589.590.591.592.593.594.595.596.597.598.599.600.601.602.603.604.605.606.607.608.609.610.611.612.613.614.615.616.617.618.619.620.621.622.623.624.625.626.627.628.629.630.631.632.633.634.635.636.637.638.639.640.641.642.643.644.645.646.647.648.649.650.651.652.653.654.655.656.657.658.659.660.661.662.663.664.665.666.667.668.669.670.671.672.673.674.675.676.677.678.679.680.681.682.683.684.685.686.687.688.689.690.691.692.693.694.695.696.697.698.699.700.701.702.703.704.705.706.707.708.709.710.711.712.713.714.715.716.717.718.719.720.721.722.723.724.725.726.727.728.729.730.731.732.733.734.735.736.737.738.739.740.741.742.743.744.745.746.747.748.749.750.751.752.753.754.755.756.757.758.759.760.761.762.763.764.765.766.767.768.769.770.771.772.773.774.775.776.777.778.779.780.781.782.783.784.785.786.787.788.789.790.791.792.793.794.795.796.797.798.799.800.801.802.803.804.805.806.807.808.809.810.811.812.813.814.815.816.817.818.819.820.821.822.823.824.825.826.827.828.829.830.831.832.833.834.835.836.837.838.839.840.841.842.843.844.845.846.847.848.849.850.851.852.853.854.855.856.857.858.859.860.861.862.863.864.865.866.867.868.869.870.871.872.873.874.875.876.877.878.879.880.881.882.883.884.885.886.887.888.889.890.891.892.893.894.895.896.897.898.899.900.901.902.903.904.905.906.907.908.909.910.911.912.913.914.915.916.917.918.919.920.921.922.923.924.925.926.927.928.929.930.931.932.933.934.935.936.937.938.939.940.941.942.943.944.945.946.947.948.949.950.951.952.953.954.955.956.957.958.959.960.961.962.963.964.965.966.967.968.969.970.971.972.973.974.975.976.977.978.979.980.981.982.983.984.985.986.987.988.989.990.991.992.993.994.995.996.997.998.999.1000.1001.1002.1003.1004.1005.1006.1007.1008.1009.1010.1011.1012.1013.1014.1015.1016.1017.1018.1019.1020.1021.1022.1023.1024.1025.1026.1027.1028.1029.1030.1031.1032.1033.1034.1035.1036.1037.1038.1039.1040.1041.1042.1043.1044.1045.1046.1047.1048.1049.1050.1051.1052.1053.1054.1055.1056.1057.1058.1059.1060.1061.1062.1063.1064.1065.1066.1067.1068.1069.1070.1071.1072.1073.1074.1075.1076.1077.1078.1079.1080.1081.1082.1083.1084.1085.1086.1087.1088.1089.1090.1091.1092.1093.1094.1095.1096.1097.1098.1099.1100.1101.1102.1103.1104.1105.1106.1107.1108.1109.1110.1111.1112.1113.1114.1115.1116.1117.1118.1119.1120.1121.1122.1123.1124.1125.1126.1127.1128.1129.1130.1131.1132.1133.1134.1135.1136.1137.1138.1139.1140.1141.1142.1143.1144.1145.1146.1147.1148.1149.1150.1151.1152.1153.1154.1155.1156.1157.1158.1159.1160.1161.1162.1163.1164.1165.1166.1167.1168.1169.1170.1171.1172.1173.1174.1175.1176.1177.1178.1179.1180.1181.1182.1183.1184.1185.1186.1187.1188.1189.1190.1191.1192.1193.1194.1195.1196.1197.1198.1199.1200.1201.1202.1203.1204.1205.1206.1207.1208.1209.1210.1211.1212.1213.1214.1215.1216.1217.1218.1219.1220.1221.1222.1223.1224.1225.1226.1227.1228.1229.1230.1231.1232.1233.1234.1235.1236.1237.1238.1239.1240.1241.1242.1243.1244.1245.1246.1247.1248.1249.1250.1251.1252.1253.1254.1255.1256.1257.1258.1259.1260.1261.1262.1263.1264.1265.1266.1267.1268.1269.1270.1271.1272.1273.1274.1275.1276.1277.1278.1279.1280.1281.1282.1283.1284.1285.1286.1287.1288.1289.1290.1291.1292.1293.1294.1295.1296.1297.1298.1299.1300.1301.1302.1303.1304.1305.1306.1307.1308.1309.1310.1311.1312.1313.1314.1315.1316.1317.1318.1319.1320.1321.1322.1323.1324.1325.1326.1327.1328.1329.1330.1331.1332.1333.1334.1335.1336.1337.1338.1339.1340.1341.1342.1343.1344.1345.1346.1347.1348.1349.1350.1351.1352.1353.1354.1355.1356.1357.1358.1359.1360.1361.1362.1363.1364.1365.1366.1367.1368.1369.1370.1371.1372.1373.1374.1375.1376.1377.1378.1379.1380.1381.1382.1383.1384.1385.1386.1387.1388.1389.1390.1391.1392.1393.1394.1395.1396.1397.1398.1399.1400.1401.1402.1403.1404.1405.1406.1407.1408.1409.1410.1411.1412.1413.1414.1415.1416.1417.1418.1419.1420.1421.1422.1423.1424.1425.1426.1427.1428.1429.1430.1431.1432.1433.1434.1435.1436.1437.1438.1439.1440.1441.1442.1443.1444.1445.1446.1447.1448.1449.1450.1451.1452.1453.1454.1455.1456.1457.1458.1459.1460.1461.1462.1463.1464.1465.1466.1467.1468.1469.1470.1471.1472.1473.1474.1475.1476.1477.1478.1479.1480.1481.1482.1483.1484.1485.1486.1487.1488.1489.1490.1491.1492.1493.1494.1495.1496.1497.1498.1499.1500.1501.1502.1503.1504.1505.1506.1507.1508.1509.1510.1511.1512.1513.1514.1515.1516.1517.1518.1519.1520.1521.1522.1523.1524.1525.1526.1527.1528.1529.1530.1531.1532.1533.1534.1535.1536.1537.1538.1539.1540.1541.1542.1543.1544.1545.1546.1547.1548.1549.1550.1551.1552.1553.1554.1555.1556.1557.1558.1559.1560.1561.1562.1563.1564.1565.1566.1567.1568.1569.1570.1571.1572.1573.1574.1575.1576.1577.1578.1579.1580.1581.1582.1583.1584.1585.1586.1587.1588.1589.1590.1591.1592.1593.1594.1595.1596.1597.1598.1599.1600.1601.1602.1603.1604.1605.1606.1607.1608.1609.1610.1611.1612.1613.1614.1615.1616.1617.1618.1619.1620.1621.1622.1623.1624.1625.1626.1627.1628.1629.1630.1631.1632.1633.1634.1635.1636.1637.1638.1639.1640.1641.1642.1643.1644.1645.1646.1647.1648.1649.1650.1651.1652.1653.1654.1655.1656.1657.1658.1659.1660.1661.1662.1663.1664.1665.1666.1667.1668.1669.1670.1671.1672.1673.1674.1675.1676.1677.1678.1679.1680.1681.1682.1683.1684.1685.1686.1687.1688.1689.1690.1691.1692.1693.1694.1695.1696.1697.1698.1699.1700.1701.1702.1703.1704.1705.1706.1707.1708.1709.1710.1711.1712.1713.1714.1715.1716.1717.1718.1719.1720.1721.1722.1723.1724.1725.1726.1727.1728.1729.1730.1731.1732.1733.1734.1735.1736.1737.1738.1739.1740.1741.1742.1743.1744.1745.1746.1747.1748.1749.1750.1751.1752.1753.1754.1755.1756.1757.1758.1759.1760.1761.1762.1763.1764.1765.1766.1767.1768.1769.1770.1771.1772.1773.1774.1775.1776.1777.1778.1779.1780.1781.1782.1783.1784.1785.1786.1787.1788.1789.1790.1791.1792.1793.1794.1795.1796.1797.1798.1799.1800.1801.1802.1803.1804.1805.1806.1807.1808.1809.1810.1811.1812.1813.1814.1815.1816.1817.1818.1819.1820.1821.1822.1823.1824.1825.1826.1827.1828.1829.1830.1831.1832.1833.1834.1835.1836.1837.1838.1839.1840.1841.1842.1843.1844.1845.1846.1847.1848.1849.1850.1851.1852.1853.1854.1855.1856.1857.1858.1859.1860.1861.1862.1863.1864.1865.1866.1867.1868.1869.1870.1871.1872.1873.1874.1875.1876.1877.1878.1879.1880.1881.1882.1883.1884.1885.1886.1887.1888.1889.1890.1891.1892.1893.1894.1895.1896.1897.1898.1899.1900.1901.1902.1903.1904.1905.1906.1907.1908.1909.1910.1911.1912.1913.1914.1915.1916.1917.1918.1919.1920.1921.1922.1923.1924.1925.1926.1927.1928.1929.1930.1931.1932.1933.1934.1935.1936.1937.1938.1939.1940.1941.1942.1943.1944.1945.1946.1947.1948.1949.1950.1951.1952.1953.1954.1955.1956.1957.1958.1959.1960.1961.1962.1963.1964.1965.1966.1967.1968.1969.1970.1971.1972.1973.1974.1975.1976.1977.1978.1979.1980.1981.1982.1983.1984.1985.1986.1987.1988.1989.1990.1991.1992.1993.1994.1995.1996.1997.1998.1999.2000.2001.2002.2003.2004.2005.2006.2007.2008.2009.2010.2011.2012.2013.2014.2015.2016.2017.2018.2019.2020.2021.2022.2023.2024.2025.2026.2027.2028.2029.2030.2031.2032.2033.2034.2035.2036.2037.2038.2039.2040.2041.2042.2043.2044.2045.2046.2047.2048.2049.2050.2051.2052.2053.2054.2055.2056.2057.2058.2059.2060.2061.2062.2063.2064.2065.2066.2067.2068.2069.2070.2071.2072.2073.2074.2075.2076.2077.2078.2079.2080.2081.2082.2083.2084.2085.2086.2087.2088.2089.2090.2091.2092.2093.2094.2095.2096.2097.2098.2099.2100.2101.2102.2103.2104.2105.2106.2107.2108.2109.2110.2111.2112.2113.2114.2115.2116.2117.2118.2119.2120.2121.2122.2123.2124.2125.2126.2127.2128.2129.2130.2131.2132.2133.2134.2135.2136.2137.2138.2139.2140.2141.2142.2143.2144.2145.2146.2147.2148.2149.2150.2151.2152.2153.2154.2155.2156.2157.2158.2159.2160.2161.2162.2163.2164.2165.2166.2167.2168.2169.2170.2171.2172.2173.2174.2175.2176.2177.2178.2179.2180.2181.2182.2183.2184.2185.2186.2187.2188.2189.2190.2191.2192.2193.2194.2195.2196.2197.2198.2199.2200.2201.2202.2203.2204.2205.2206.2207.2208.2209.2210.2211.2212.2213.2214.2215.2216.2217.2218.2219.2220.2221.2222.2223.2224.2225.2226.2227.2228.2229.2230.2231.2232.2233.2234.2235.2236.2237.2238.2239.2240.2241.2242.2243.2244.2245.2246.2247.2248.2249.2250.2251.2252.2253.2254.2255.2256.2257.2258.2259.2260.2261.2262.2263.2264.2265.2266.2267.2268.2269.2270.2271.2272.2273.2274.2275.2276.2277.2278.2279.2280.2281.2282.2283.2284.2285.2286.2287.2288.2289.2290.2291.2292.2293.2294.2295.2296.2297.2298.2299.2300.2301.2302.2303.2304.2305.2306.2307.2308.2309.2310.2311.2312.2313.2314.2315.2316.2317.2318.2319.2320.2321.2322.2323.2324.2325.2326.2327.2328.2329.2330.2331.2332.2333.2334.2335.2336.2337.2338.2339.2340.2341.2342.2343.2344.2345.2346.2347.2348.2349.2350.2351.2352.2353.2354.2355.2356.2357.2358.2359.2360.2361.2362.2363.2364.2365.2366.2367.2368.2369.2370.2371.2372.2373.2374.2375.2376.2377.2378.2379.2380.2381.2382.2383.2384.2385.2386.2387.2388.2389.2390.2391.2392.2393.2394.2395.2396.2397.2398.2399.2400.2401.2402.2403.2404.2405.2406.2407.2408.2409.2410.2411.2412.2413.2414.2415.2416.2417.2418.2419.2420.2421.2422.2423.2424.2425.2426.2427.2428.2429.2430.2431.2432.2433.2434.2435.2436.2437.2438.2439.2440.2441.2442.2443.2444.2445.2446.2447.2448.2449.2450.2451.2452.2453.2454.2455.2456.2457.2458.2459.2460.2461.2462.2463.2464.2465.2466.2467.2468.2469.2470.2471.2472.2473.2474.2475.2476.2477.2478.2479.2480.2481.2482.2483.2484.2485.2486.2487.2488.2489.2490.2491.2492.2493.2494.2495.2496.2497.2498.2499.2500.2501.2502.2503.2504.2505.2506.2507.2508.2509.2510.2511.2512.2513.2514.2515.2516.2517.2518.2519.2520.2

6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついた就職氷河期世代（35歳～54歳）の不安定就労者・無業者等について、848件以上を目指す。

正規雇用に結びついた就職氷河期世代の就職件数 464件
(進捗率 54.7%) (8月末現在)

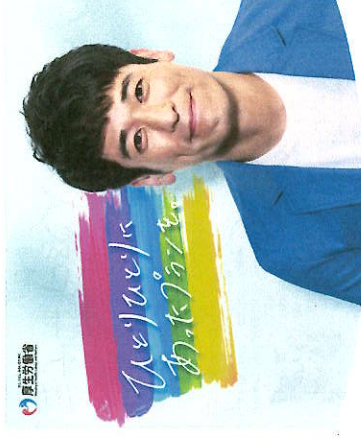
- ・就職氷河期世代限定（歓迎）求人への提出を積極的に働きかけ、求人への確保に努めるとともに、働きかけを行う際は併せて助成金制度の説明を行い、利用促進を図った。
- ・「短期資格等習得コース」をはじめとする公的職業訓練等の情報提供を行い、安定就労の促進を図った。

【就職氷河期世代専門窓口】

- ・滋賀新卒応援八〇ワーク内に『しが就職氷河期世代サポートコーナー』を設置し、専門担当者のチーム制による就職から職場定着までの一貫した伴走型支援を実施。
- ・支援策を解説する説明会「就職氷河期世代支援プランSTART！説明会」やセミナーを定期的に開催。
- ・えふえむ草津に出演して情報発信を行い、利用促進を図った。
- ・「就職難からの脱出～正社員採用を目指す人のためのマッチングイベント」（8月18日）を滋賀県と共催。（参加者20名、参加事業所10社）

【滋賀県就職氷河期世代活躍支援プログラム】

- ・各界一体となって就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運の醸成等に取り組むため、第3回会議（6月16日）を開催。
- ・プラットフォームを活用した支援事業として、12月22日に就職氷河期世代を対象とした就職面接会・説明会を開催予定。



就職氷河期世代のみなさんが活躍できるステージを広げるために

厚生労働省では、バブル崩壊後の1990年代～2000年代に準拠し、雇用環境が厳しい時期に就労活動を行った方々の、就労・正社員化の実現、各都道府県社会福祉の発展を目標とした支援を実施しています。



しが就職氷河期世代サポートコーナーのご案内

送賃労働局・ハローワークでは、就職氷河期世代の方を支援する専門窓口を滋賀新卒応援「安定した仕事に就きたい」「スキルアップを図りたい」「働くためのサポートが欲しい」など、様々なニーズにきめ細かに対応します。

非正規雇用で働く方
不安定就労の期間が長い方

支援対象者は以下に該当する方です。

- ① 就職氷河期世代（原則35歳以上55歳未満）の方
② 正社員雇用の方に恵まれない方 ※
③ 安定した雇用を希望している方

③ 女性は日雇い・年間に正社員として雇われるまで、直至5年間に正社員としての雇用期間が過す。年以下の方や、概ね一年以上、臨時・季節的な就業を繰り返している、あるいは臨時・短期間の就業と失業を繰り返しているなど不安定な状況が多い方、非正規雇用の就業経験がない、あるいは就職後の学習期間が短いなど、変化した状態が長い。

非正規雇用で働いている方、不安定就労の期間が長い方などを対象に、以下のようなメニューで講習に支援を行います。詳しくは、家医またはお電話でお問い合わせください。

「が就職氷河期世代サポーターコーナー 077-563-0350

（平日9:00~17:00）

ハローワークでの予約相談

職業相談を希望する方には相談日の
予約をお願いします。

平野文子

個別求人開拓

具体的な求人(企業)の希望がある方に

個別に求人を開拓します

2. 2. 2. 本邦の「労働基準法」について

「タイナシヤル」

現状の労働条件と生活設計、老後の生活など経済的なアドバイス(予約制)

注)ご利用はお一人1回(概ね1時間)とさせていただきます。

職場定着支援

既知先での定着に同けた支援を行います。

天



滋養労働

100

7 高齢者の就労・社会参加の促進

生涯現役支援窓口での生涯現役支援チームによる就労支援等を受けた求職者の就職件数・就職率

- 1.65歳以上の就職件数 532件
- 2.概ね60歳～64歳の就職率 79.3%
- 3.65歳以上の就職率 76.0%

ある日を以て

- 1.65歳以上の就職件数 268件 (進捗率50.4%) (9月末現在)
- 2.概ね60歳～64歳の就職率 77.2% (対目標値▲2.1p) (9月末現在)
- 3.65歳以上の就職率 77.9% (対目標値1.9p) (9月末現在)

- ・高年齢求職者向け求人開拓の実施（上期においては電話による開拓）および提供。
 - ・就労・生活支援アドバイザーによる高年齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計等生涯設計就労プランの作成。
 - ・中高年齢者に対する就労機会の増大のためシニアジョブステーション滋賀就職面接会2021を開催。
- （11月9日）

8 外国人に対する支援

外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人指針に基づく助言・指導のための事業所訪問数253件を目指す。

訪問実績 70件 (進捗率27.7%) (9月末現在)

- ・就職支援コーナー等による外国人雇用事業主に対する雇用管理指導等の実施。
 - ・定住外国人の安定的な就職及び職場定着を図るため外国人就労・定着支援研修の積極的な活用。
 - ・外国人を雇用する事業主等に向けた「人事・労務に役立つ3つの支援ツール」の周知。
 - ・外国人留学生の就職促進を図るため留学生を対象とした就職面接会を開催。
- (11月5日)

外国人を雇用する上では「入国活動許可証」の発行。

外国人労働者の人事・労務を専門ツールを作成しました

多国籍企業に限り、文化や言語の壁を越えることはあります。

外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。

- 日本企業で働く外国人は、何年くらいいますか？
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。

外国人労働者の人事・労務を専門ツールを作成しました

多国籍企業に限り、文化や言語の壁を越えることはあります。

外国人を雇用する上では「入国活動許可証」の発行。

外国人労働者の人事・労務を専門ツールを作成しました

多国籍企業に限り、文化や言語の壁を越えることはあります。

外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。

- 日本企業で働く外国人は、何年くらいいますか？
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。

外国人労働者の人事・労務を専門ツールを作成しました

多国籍企業に限り、文化や言語の壁を越えることはあります。

外国人を雇用する上では「入国活動許可証」の発行。

外国人労働者の人事・労務を専門ツールを作成しました

多国籍企業に限り、文化や言語の壁を越えることはあります。

外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。

- 日本企業で働く外国人は、何年くらいいますか？
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。
- 外国人の方からどんな質問や疑問を受けるかはあります。

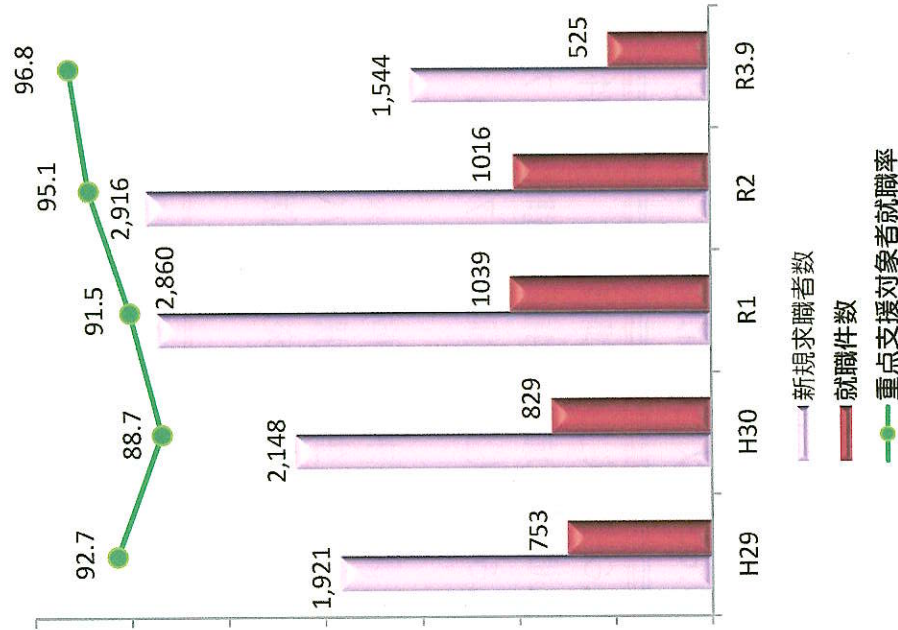
外国人労働者の人事・労務を専門ツールを作成しました

多国籍企業に限り、文化や言語の壁を越えることはあります。

9 子育て等により離職した女性の再就職の支援

マザーズハローワーク事業において、重点支援対象者について担当者制により就職支援を行う。

マザーズハローワーク事業職業紹介状況



就職率 96.8% (前年同期比+1.9p) (9月末現在)

- ・就業を希望する子育て中の方を対象とした**マザーズコーナー**を大津、彦根、東近江各ハローワークに設置。
- ・滋賀県と共同で設置する**滋賀マザーズジョブステーション** (近江八幡、草津駅前) と連携したサービスの提供。
- ・就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介及び個別求人開拓を実施。

コロナに負けるな！お仕事探し応援ウィーク マッチング就職面接会

- ・コロナの影響を受けた女性・非正規労働者等の支援のため県女性活躍推進課と共催。
- ・ウィーク中には

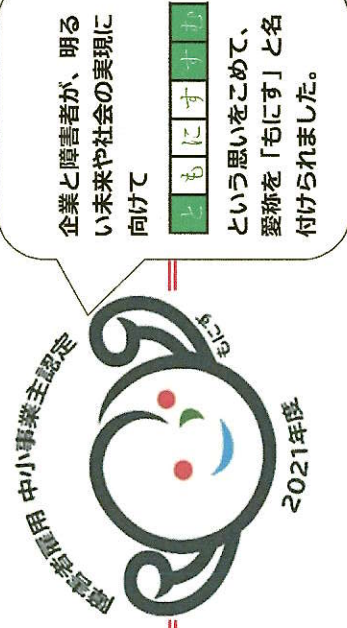
- ◎ **面接会参加企業の紹介**
 - ◎ **就活・保活に役立つ動画**
- を配信する特設WEBサイトを開設。

[参加事業所：26事業所
ウィークの就職件数：34件]



10 障害者の就労促進

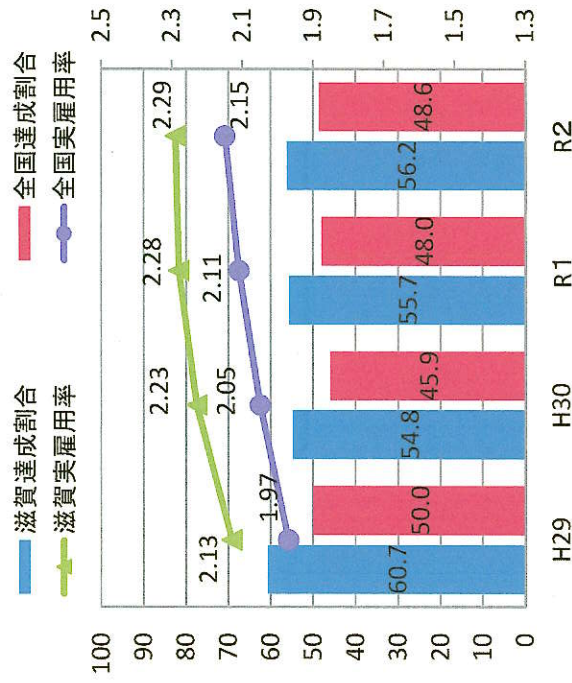
1. 令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告における障害者雇用率達成企業の割合56.2%以上を目指す。
2. 就職件数について、前年度実績（1,187件）以上を目指す。



1. 令和3年6月1日時点の障害者の雇用率達成企業の割合は集計中
2. 就職件数644件（進捗率54.3%）（9月末現在）

1. 障害者雇用率達成状況

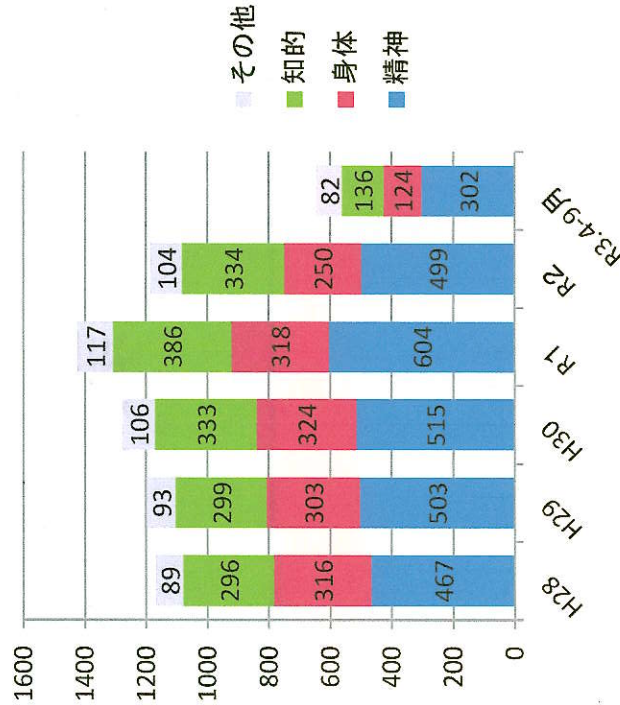
民間企業の雇用率達成割合・実雇用率の推移



平成30年度制度改正により調査対象企業の雇用者数の下限を50人から45.5人に変更（法定雇用率2.0% → 2.2%）

2. 県内ハローワークにおける職業紹介状況

障害種別就職件数の推移（件数）



・ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を実施。

・障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主の認定制度に基づく認定企業が、身近なロールモデルとなるよう周知・啓発を行い、地域における障害者雇用の一層の推進を図る。

・コロナ禍においても、障害者及び企業双方へのマッチング支援を後退させぬよう、感染防止対策を徹底し、ハローワークごとに三二障害者就職面接会を開催した。

Ⅱ 労働基準行政の取組

1-1 働き方改革の実現に向けた取組の推進

法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではない中小規模の事業場が、労働時間に関する法制度を理解した上で、長時間労働の削減のための取組を実施できるよう、きめ細やかな相談・支援を実施。

「労働時間改善指導・援助チーム」による対応

平成30年4月～

県内全ての労働基準監督署に、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行うための**特別チーム（「労働時間改善指導・援助チーム」）**を編成し、働き方改革の推進に向けた取組を実施。

「労働時間相談・支援コーナー」の設置

専用の窓口を設けて、主に、中小規模の事業場に対して、労働時間に関する法制度の周知、長時間労働の削減のための助言・支援を実施。

コーナーにおける相談対応状況： (H31.4～R2.3) **1,446件**
(R2.4～R3.3) **1,197件**
(R3.4～R3.9) **436件**

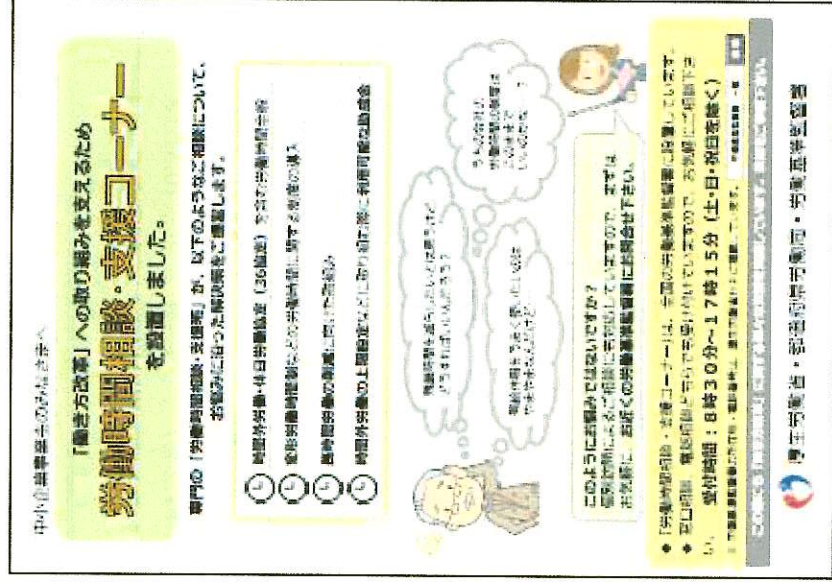
説明会・訪問支援の実施

働き方改革関連法の周知や、事業場の労働時間に関する法制度等の理解を促進するために、説明会や研修会を実施。

集団指導・説明会の実施状況： (H31.4～R2.3) **91回/4,596社**
(R2.4～R3.3) **18回/432社**
(R3.4～R3.9) **22回/618社**

また、平成30年8月以降は、特別チームの職員が個々に事業場を訪問して、働き方改革関連法の内容等、事業場が希望する内容に応じた説明や助言を実施。

訪問支援の実施状況： (H31.4～R2.3) **457社**
(R2.4～R3.3) **256社**
(R3.4～R3.9) **191社**



1-2 働き方改革の実現に向けた取組の推進

長時間労働の抑制に向けた健康障害防止の監督指導等や、過労死防止対策の推進に取り組む。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底

通年実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場等に監督指導を実施。

【過去3年間における実施状況】

実施年度	実施事業場数	違反事業場数	(主な違反状況・指導状況)		備考
			違法な時間外労働を是正指導したもの(※)	月80時間以内に削減するよう指導したもの	
令和2年度	141事業場	122事業場 (86.5%)	62事業場 (44.0%)	28事業場 (19.9%)	R3.8.30公表
令和元年度	516事業場	451事業場 (87.4%)	290事業場 (56.2%)	91事業場 (17.6%)	R2.10.1公表
平成30年度	242事業場	194事業場 (80.2%)	126事業場 (52.1%)	107事業場 (44.2%)	R1.10.31公表

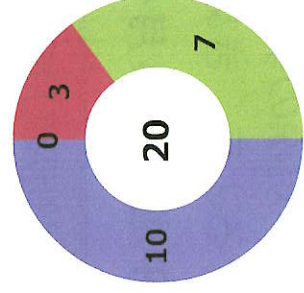
※ 36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど。

【業種別・主な違反事項別の監督指導実施事業場数内訳】

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	141 (100%)	122 (86.5%)	62 (44.0%)	5 (3.5%)	38 (27.0%)
主な業種					
商業	23 (16.3%)	21	11	1	12
製造業	45 (31.9%)	41	21	1	7
接客娯楽業	10 (7.1%)	9	6	0	1
建設業	16 (11.3%)	10	4	2	4
運輸交通業	4 (2.8%)	4	2	1	1
その他の事業	20 (14.2%)	15	9	0	7

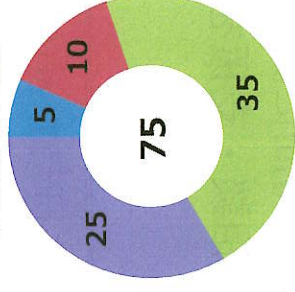
違法な時間外労働があったもののうち、
時間外・休日労働時間数が月80時間超

【令和2年度】



■ 月200時間超
■ 月100時間超～150時間未満
■ 月150時間超～200時間未満

【令和元年度】



■ 月200時間超
■ 月100時間超～150時間未満
■ 月150時間超～200時間未満

2 労働条件の確保・改善に向けた取組の推進

定期監督等実施状況

	実施事業場数	違反事業場数	違反率	主な違反の状況		
				不適切な労働条件明示	違法な時間外・休日労働	賃金不払残業
令和2年	1,298	937	72.2%	108 (8.3%)	260 (20.0%)	226 (17.4%)
令和元年	1,763	1,328	75.3%	218 (12.4%)	589 (33.4%)	357 (20.2%)
平成30年	1,658	1,135	68.5%	163 (9.8%)	504 (30.4%)	310 (18.7%)

※定期監督、災害調査、災害時監督の合計。

申告処理状況

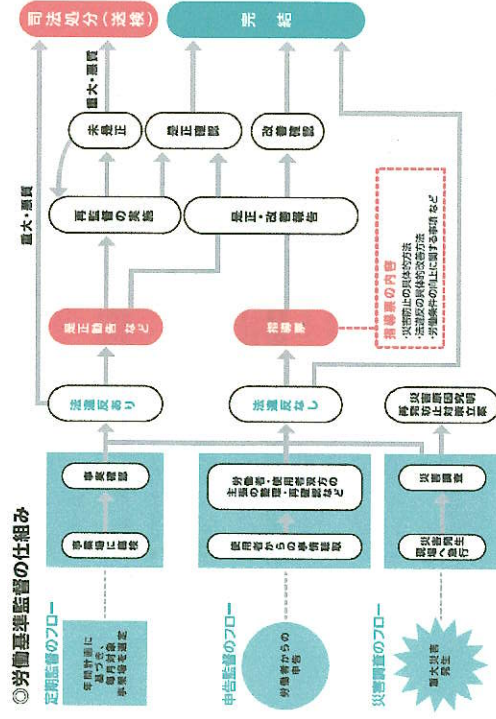
	処理件数	主要事項別内訳		
		賃金不払	解雇	最低賃金
令和2年	174	126 (72.4%)	26 (14.9%)	5 (2.9%)
令和元年	219	152 (69.4%)	23 (10.5%)	5 (2.3%)
平成30年	222	156 (70.3%)	20 (9.0%)	8 (3.6%)

※ 2以上の主要事項に該当するものについては複数計上。

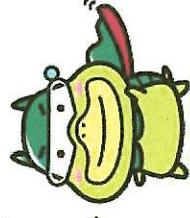
司法处理状况

	送検件数	内訳	
		労働基準法・最低賃金法	労働安全衛生法
令和2年	5	3	2
令和元年	3	1	2
平成30年	10	1	9

労働基準監督の仕組み



- 監督指導は、法違反の疑いがある場合に実施。
- 司法処理は、重大・悪質な場合で、管内の違法状況に悪影響がある事案に対して実施。



「労働条件を確かめよう！」
キャラクター「だしがめたん」

3 労働者が安全で健康に働くことのできる職場づくり

「ゼロ災・滋賀」を合言葉に「死亡者ゼロ」をめざす。
死傷者数を2022年までの5年間で1,274人以下とする。

(1) 第13次推進計画に基づく労働災害防止対策の実施

※主に、以下の取組を実施。

- ①転倒災害や動作の反動・無理な動作による腰痛等が多く発生している社会福祉施設を対象に、参集せずに聴講できるようZoomを用いたオンライン形式の説明会を5月及び8月に開催。
- ②監督署において社会福祉施設の災害事例及び災害防止対策好事例を収集し、事例集を作成。労働局・監督署間で共有し、衛生週間説明会等での活用やHP掲載による周知を実施。（9月）
- ③転倒災害被災者の7割強が50歳以上である事実に着目し、高齢労働者の安全と健康確保のための指針、エイジフレンドリーガイドラインの解説動画をYouTubeで配信。（9月）
- ④職場における新型コロナウイルス感染症予防対策について、「取組の5つのポイント」を中心に業種ごとの対策資料を掲載した解説動画をYouTubeにて配信。（9月）

(2) 石綿はよく露防止対策の徹底

※主に、以下の取組を実施。

令和3年4月に施行された改正石綿障害予防規則にあわせ、有資格者の選任状況、施工業者への周知といった課題について、滋賀県・大津市と合同で、建設業や解体業の団体推薦委員、学識経験者らと意見交換を実施し、広報動画作成等の周知活動を予定。（8月、12月予定）

(3) 産業保健活動の推進

※主に、以下の取組を実施。

- ①熱中症による労働災害の状況について、休業４日未満の件数を把握する等、より精緻な熱中症事案の把握を図り、広報に活用。（４月）
- ②全国労働衛生週間に先立ち、県内事業場の「労働衛生の現状」をはじめ、健康診断結果、脳・心臓疾患及び精神障害並びに腰痛の労働災害発生状況について発表。（７月）
- ③定期健康診断結果の有所見率について、県内事業場の労働者が全国で最も低くなっていることについて報道発表。（８月）

(4) 治療と仕事の両立支援

※主に、以下の取組を実施。

滋賀県や滋賀産業保健総合支援センターなどの関係機関に、労使団体、医療機関、相談機関の委員を中心とした両立支援チーム会合をオンラインミーティングにて実施。今後の方策、展開等について意見交換を行い、アンケート調査を実施予定。(11月)

▼Zoomによるオンライン説明会案内

社会福祉施設向け
「労働管理・労働災害防止説明会」を開催します

Zoomによるオンライン開催

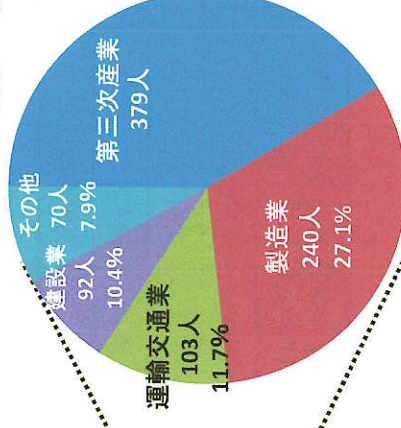
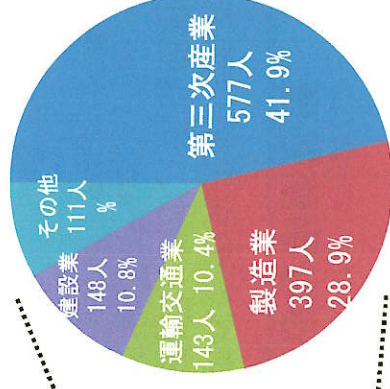
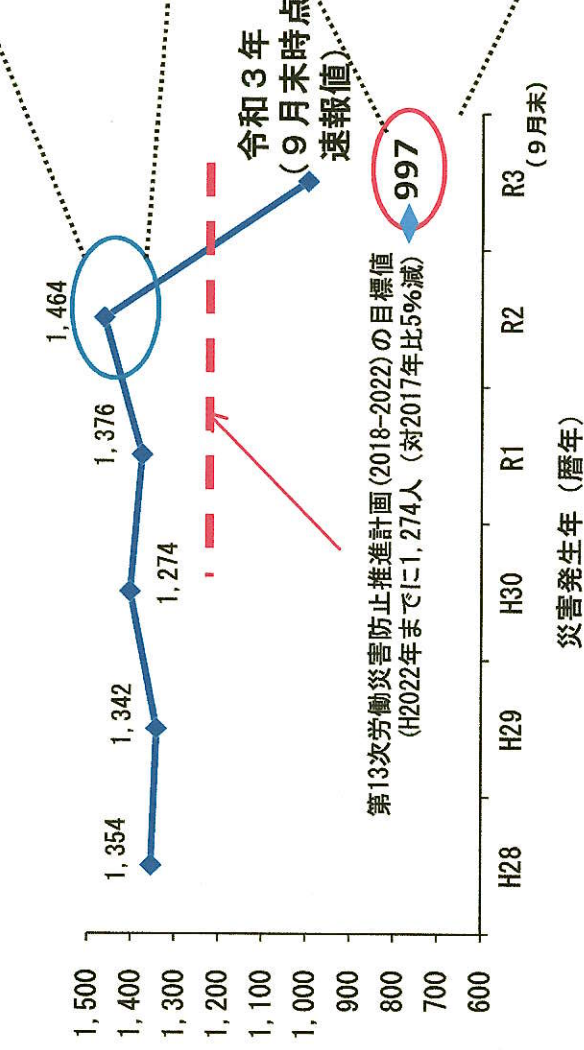
[illegible][illegible]

▼エイジフレンドリーガイドラインの解説動画



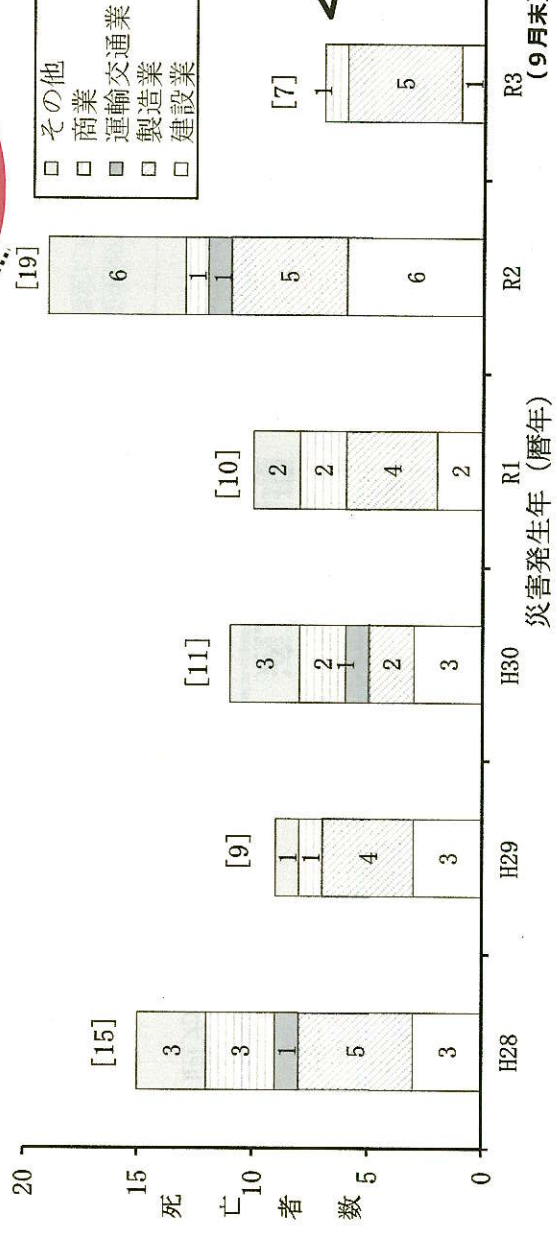
1 休業4日以上之死傷災害

死傷災害の業種別内訳



令和3年9月末現在、
997人と前年同期比
+113人。
業種別では、
・第三次産業33人増
・製造業78人増
・建設業13人減
・運輸交通業4人増
の状況。

2 死亡者数



4 迅速・適正な労災補償

過労死等を始めとする複雑・困難な事案を含め、労災給付請求に対する迅速・適正な処理を実施。

全国統一の認定基準等に基づく

適正な処理

～過労死等（脳血管疾患・虚血性心疾患、精神障害）の場合～

監督部門・安全衛生部門とも密接に連携し、効果的・効率的な行政運営に取り組んでいます。



調査から決定まで

- ⇒労働時間数の認定、業務に関する出来事の評価
- ⇒労働局・労基署間で随時協議
- ⇒業務上・外を慎重かつ適切に判断

【主な調査】

- 事業場より組織・職務・勤務に係る報告、資料の収集
- 作業現場等の実地調査
- 本人・家族・上司・同僚等からの聴取
- 消防・警察出動記録・健保受診歴等の照会
- 医学意見（主治医・産業医・専門医）の収集

（注）請求年度と支給年度は必ずしも一致しないものである。

過労死等の請求・支給決定状況		H30 年度	R元 年度	R2 年度
脳・心 疾患	請求件数	9	4	6
	支給件数	4	1	1
精神 障害	請求件数	18	22	32
	支給件数	1	9	7

被災された労働者・御遺族への

懇切・丁寧な対応

- 相談に来られた方へ、制度や請求可能な給付について、漏れのない懇切・丁寧な説明
- 請求されている方へ、定期的な調査状況の説明
- 不支給決定時には、理由の丁寧な説明

請求受付から決定までの

迅速な事務処理

複雑困難事案を含むすべての労災給付請求について、適正な処理を確保しつつ、迅速処理を徹底

長期未決(受付後6月経過)件数の推移	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 9月末
長期未決件数	3	13	10	15
(参考)新規受給者数	7,997	7,752	7,449	—

5 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が一層適切に有効に機能するため、最低賃金の適正な改正を行うとともに、最低賃金額の周知と履行の確保を図る。

① 滋賀県最低賃金の改正 時間額 896円へ（令和3年10月1日発効）

※本年7月5日、滋賀県地方最低賃金審議会へ諮問。

専門部会での議論を経て、8月4日、「時間額896円に引き上げることが適当である」旨の答申を受け、9月1日に「時間額896円」に決定。あわせて、主に以下の周知を実施。

- ① 地方公共団体 ← 広報誌やHPへの関連記事の掲載を県及び全市町に依頼。
- ② 事業主団体等 ← 関連ポスターなどの会員への配付を依頼。
- ③ 機関誌を発行する団体 ← 機関誌への関連記事の掲載を依頼。
- ④ 報道機関 ← 諮問・答申・決定の都度、迅速に報道発表。

答申を報道機関に対し公開

② 最低賃金の履行確保を目的とした重点監督の実施（令和3年1月～3月）

※昨年10月の時間額868円に改正された最低賃金額が守られているかを確認するために実施した調査。その他、通年で実施している監督指導においても、最低賃金法違反の有無を確認し、違反が認められた場合、その是正を指導している。



実施年度	実施事業場数	最低賃金法第4条違反事業場数	違反の主な理由 適用される最低賃金額を知らなかった	適用された最低賃金額
令和2年度	160事業場	14事業場 (8.8%)	4事業場 (28.6%)	1時間 868円
令和元年度	320事業場	37事業場 (11.6%)	5事業場 (13.5%)	1時間 866円
平成30年度	331事業場	36事業場 (10.9%)	13事業場 (36.1%)	1時間 839円

IV 雇用環境・均等行政の取組

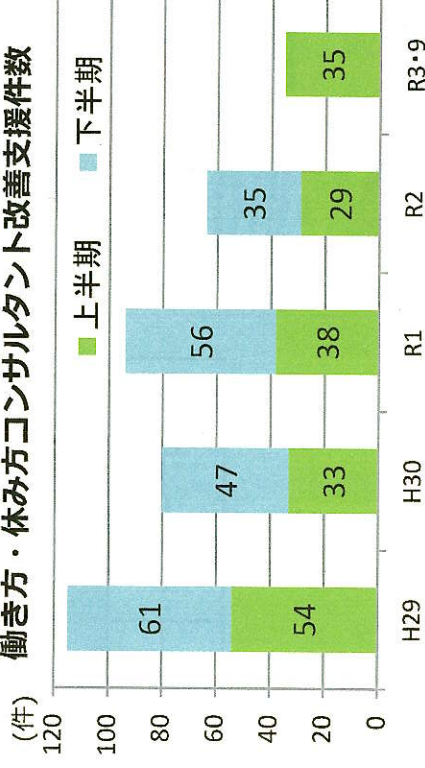
1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 1/2

個別企業向け労働時間等改善指導

働き方・休み方改善コンサルタントが行う個別企業向け労働時間等の改善指導については、9月末までに35件の実施となった。各企業における課題を把握するとともに、具体的な改善プランを提示し取組を促した。

働き方改革推進支援助成金申請状況 (9月末時点)	交付決定 (件)	支給決定 (件)
労働時間短縮・年休促進支援コース	65	4
勤務間インターバルコース	5	0
労働時間適正管理推進コース	0	0
団体推進コース	3	0

働き方・休み方コンサルタント改善支援件数



【ワークショップの開催】

ワークライフ・バランスの推進や働き方改革の課題解決などの情報交換の場としてワークショップを開催。生産性向上&業務効率化の実現に向けた実践のヒントを参加者同士が意見を出し合い検討した。

上半期は2回開催し延べ5社が参加。参加企業からは「業種は異なるが他社の取組で参考になるところがあった」などの感想が寄せられた。

テレワークの普及促進

令和3年3月に改定されたテレワークガイドラインについて、各種広報紙への掲載の他、リーフレットを活用し周知を図った。また、本年度創設された人材確保等支援助成金（テレワークコース）の利用促進のため、助成金説明会などで周知を行った。



8/26商工団体を対象とした助成金説明会（オンライン）

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 2/2

滋賀働き方改革推進支援センター 事業実績

(令和3年度受託者：(一社) 滋賀経済産業協会)

○事業内容

電話相談
センター（コラボしが21内）に専門家が常駐し、電話・メール・来所相談に対応。

セミナー
商工会議所、商工会、中央会、業界団体や自治体等と連携したセミナーの開催。企業内幹部研修も実施。

個別訪問支援
専門家が直接個別企業・事業場を訪問し、特有の課題解決へ迅速に支援（最大5回まで）。

相談窓口
商工会、商工会議所に相談窓口を開設（6月から22カ所開設）

〈アウトリーチ型〉

○事業実績（9月末現在）

	総相談件数	センター相談		訪問支援	窓口相談	セミナー回数
		300件	60件			
年間目標	660件	300件	60件	300件	60件	40回
実績	468件	171件	36件	262件	36件	29回



金融機関との連携協定を活用した取組

中小企業・小規模事業者の助成金活用促進のため、金融機関との連携協定を活用し、金融機関の営業担当を対象とした助成金制度の説明会を実施した。（8/27・滋賀中央信用金庫）

2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 1/2

「パートタイム・有期雇用労働法」の着実な履行確保

目標

「パートタイム・有期雇用労働法」報告徴収：年間140社

▶報告徴収を51件実施（4月～9月）

同一労働
同一賃金
への対応に
向けて

働き方改革の取組状況に関する中小企業・小規模事業者に対する自主点検の実施

1.趣旨・目的

パートタイム・有期雇用労働法への対応について、各企業の個別の課題にも着目し、丁寧な支援を行うことが必要であると考え、中小企業、小規模事業者に対して働き方改革への取組状況に関する自主点検を促し、その結果を各企業に対する個別支援の足掛りとすることを目的として、滋賀働き方改革推進支援センターと共同で実施。

2.実施時期：令和3年8月～9月

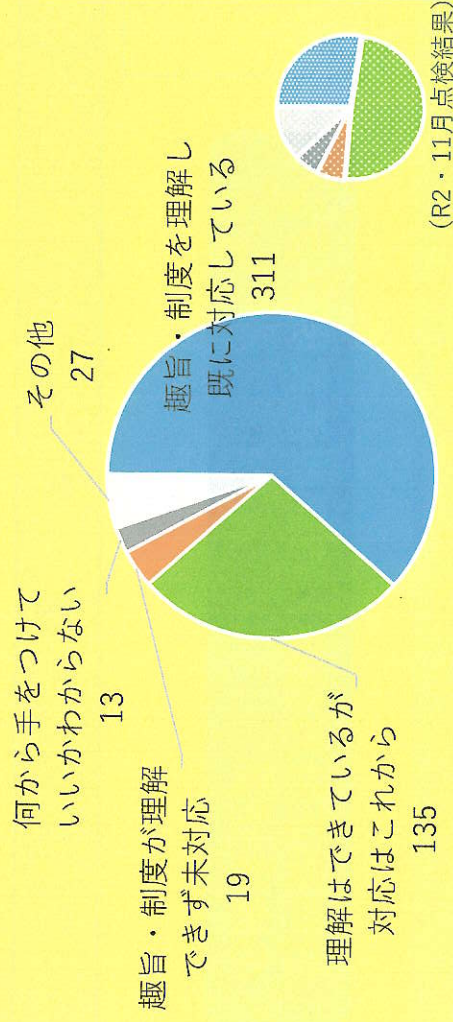
3.対象事業場：県内の中小企業、小規模事業者2,138社

4.回答総数：646件（回答率30.2%）

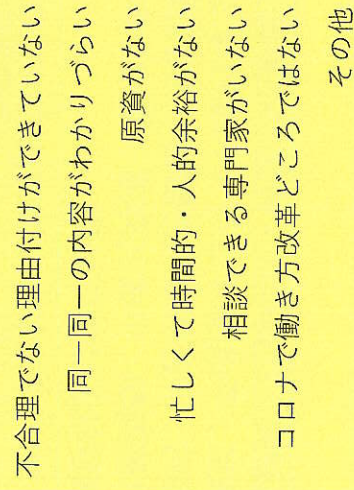
記名による回答数…585件

個別支援

現時点でどの程度対応を行っていますか？



(未対応である場合) 取組に当たって障壁となることは何ですか？（複数回答）



2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 2/2

滋賀県正社員転換・待遇改善実現プラン の進捗状況

※「滋賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」

- 策定：平成28年3月（平成31年3月一部改定）
- 目的：非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を加速させる
- 計画期間：平成28年度～令和2年度までの5カ年
- 進捗状況は毎年公表

項 目	目 標	令和2年度実績	計画期間累積（進捗率）
ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	47,500人（5年間）	6,167人	42,245人（88.9%）
ジョブサポーターの支援による就職者数	12,500人（5年間）	1,524人	10,128人（81.0%）
公的職業訓練受講者の就職者数（雇用保険加入可能なもの）	5,500人（5年間）	826人	5,826人（105.9%）
無期雇用派遣が平成29年6月1日時点の比率から	4.5%ポイント増加	（数値集計中）	－
介護看護保育分野の就職者数	12,000人（5年間）	2,000人	11,393人（94.9%）
ハローワークにおける正社員求人数	210,000人（5年間）	33,049人	199,016人（94.8%）
紹介予定派遣の事業所数	全事業所数の10%	（数値集計中）	－
キャリアアップ助成金を利用して正規雇用に転換した労働者数	2,300人（5年間）	315人	3,116人（135.5%）
差別的取扱いの禁止や均衡待遇等に重点を置いた計画的な報告徴収の実施	700件（5年間）	61事業所	622事業所（88.9%）
ユースエール認定企業の数	14社（5年後）	16社	16社（114.3%）

求職者へのアプローチ

事業所等へのアプローチ

3 総合的なハラスメント対策の推進

○職場におけるハラスメント対策に関する説明会において、改正労働施策総合推進法への具体的対応について周知、啓発を行った。また、公共職業安定所主催の採用選考研修会において、いわゆる就活セクハラが行われることのないよう、企業が留意すべき事項を説明する等周知に努めた。

○ハラスメント防止に係る報告徴収は、令和3年9月末現在延べ112件実施（助言は延べ109件実施）。



（総合労働相談コーナーに寄せられたハラスメント関連相談）

○本年9月末までに実施したハラスメントに関する紛争解決援助は、セクシュアルハラスメントに関するもの1件、パワーハラスメントに関するもの8件（うち、パワーハラスメント防止措置に関するもの7件、相談を理由とする不利益取扱いに関するもの1件）となっている。

セクシュアルハラスメントの相談件数

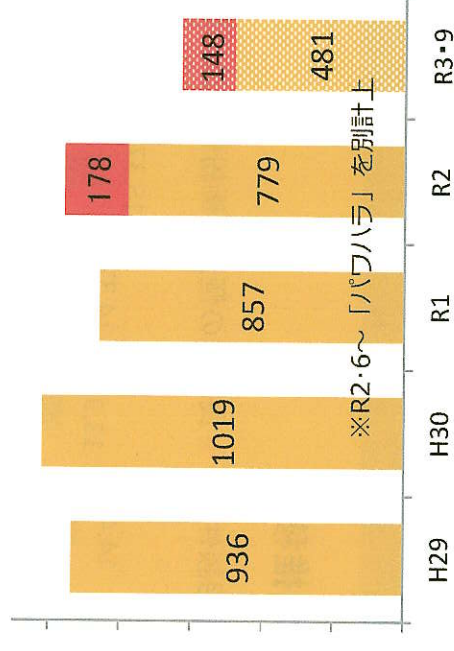
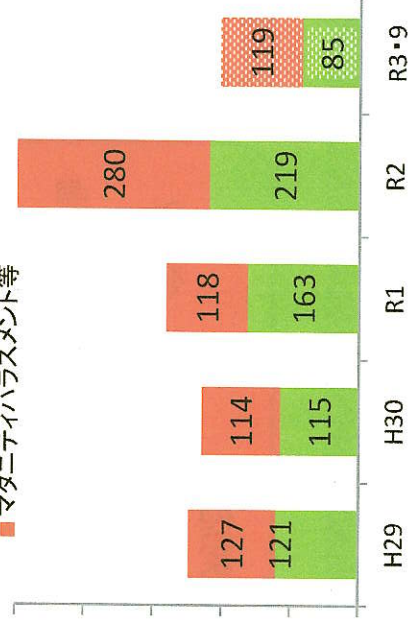
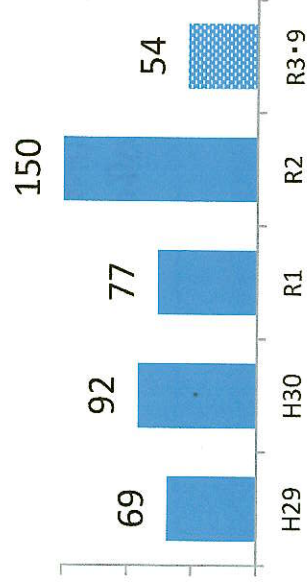
いわゆるマタニティハラスメントの相談件数

パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）の相談件数

■ 妊娠・出産等不利益取扱
■ マタニティハラスメント等

■ パワー・ハラスメント

■ いじめ・嫌がらせ



4 労働関係紛争の早期解決促進

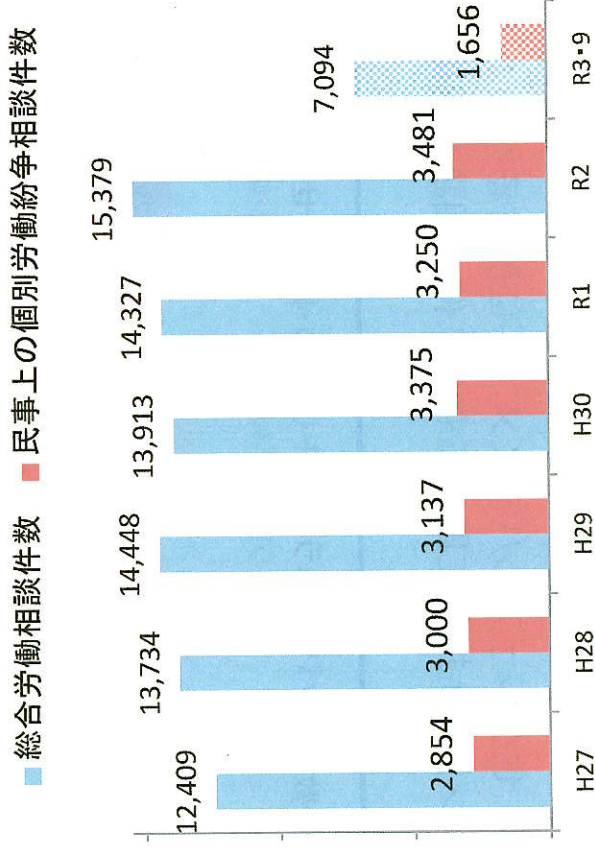
○職場のいじめ・いやがらせの問題への対応

管内4か所の総合労働相談コーナーで受けた労働相談は、令和2年度は15,379件（うち、民事上の個別労働相談件数3,481件）、令和3年4月から9月末までは7,094件（うち、民事上の個別労働相談件数1,656件）であった。内容別（重複を含めた総件数）では、「いじめ・嫌がらせ」の相談が令和2年度は779件（21.2%）、令和3年度上半期は484件（27.3%）で最多となっている。

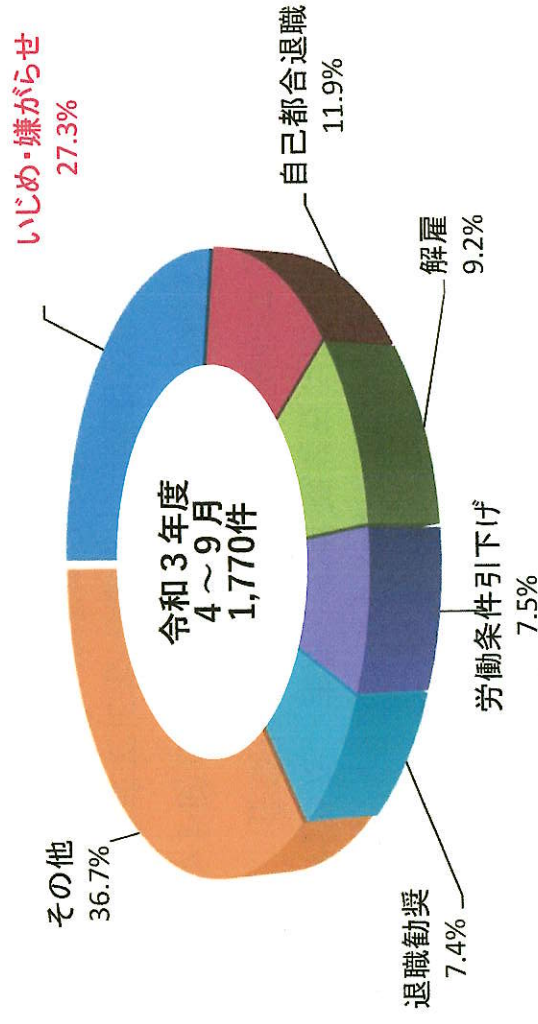
○個別労働紛争解決制度の運用状況

個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導の申出件数は、令和2年度は246件、令和3年度上半期は92件となっており、あっせんの申請件数は、令和2年度は63件、令和3年度上半期は25件となっている。

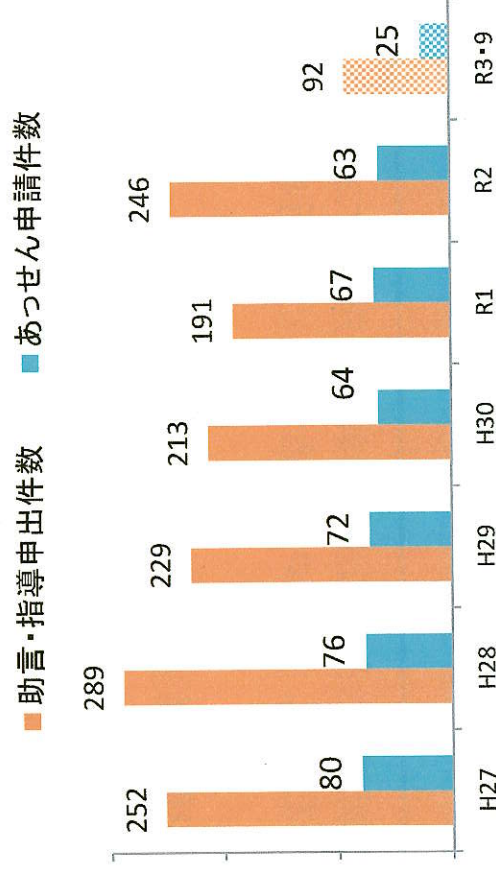
○相談件数の推移



○個別労働紛争に関する相談の内容別割合



○個別紛争解決制度の運用状況



5 女性活躍の推進

目標 男女雇用機会均等法の報告徴収140件以上、是正期日までの是正率を90%以上とする



- 男女雇用機会均等法の履行確保に関する報告徴収について、上半期は緊急事態宣言期間を除き、9月末までで56件実施、86件の助言を行った。助言の内訳は、妊娠・出産等ハラスメント防止措置義務に関するもの（29件）、セクシュアルハラスメント防止措置義務に関するもの（24件）母性健康管理措置に関するもの（16件）となっている。
- また、男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助は9月末現在6件となっている（前年度は年度計8件）。内訳は、妊娠不利益取扱いに関する紛争が4件、母性健康管理措置に関する紛争が1件、セクシュアルハラスメントに関する紛争が1件となっている。
- 均等関係法令に関する相談は、9月末時点で1,117件と大幅に増加した昨年度に迫るペースで相談が寄せられている。
- 令和4年4月1日より女性活躍推進法への対応が義務となる101～300人規模企業を対象に、行動計画策定に向けた取組を段階的に解説する5回連続セミナー【資料4-1】をWebにより開催し、のべ127名が参加した。

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出状況】

常用労働者301人以上企業：127社（届出率100%）

常用労働者300人以下企業：53社（努力義務）

雇用均等関係法令の相談件数の推移

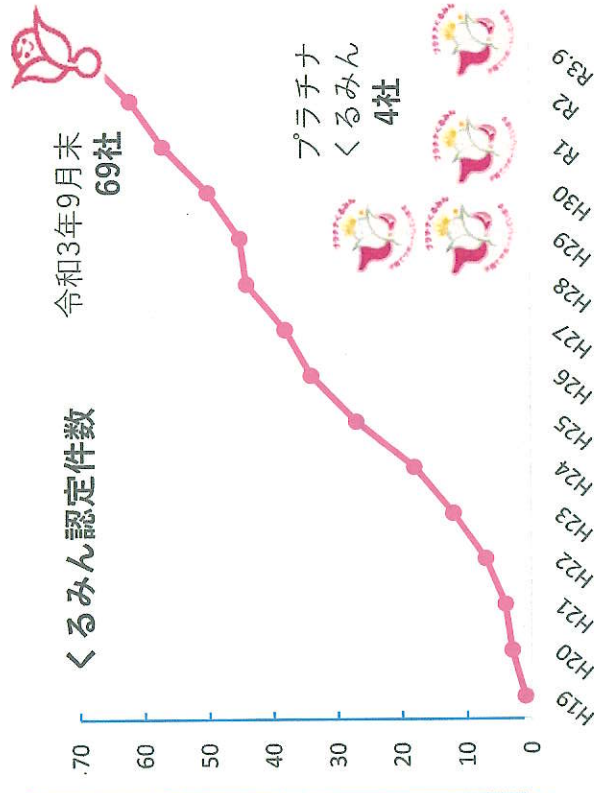


■ 主な紛争解決援助事例 ■

- ・ 産休前に、一方的に営業職を解かれ手当が減額されたことで、年休取得等に対する賃金支給額が減少したことを不服とした紛争（営業職への復帰により解決）。
- ・ 妊娠中、医師より短時間勤務の指示を受けたところ、事業主から対策を検討することなく仕事を休むよう求められたことで、経済的損失を被ったことを不服とした紛争（金銭による損失補填等により解決）。

6 仕事と家庭の両立支援の推進

- 育児・介護休業法の履行確保に関する報告徴収について、9月末までで54件の報告徴収を実施、法に基づく各制度の整備に関して202件の助言を行った。
- 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助は9月末現在2件実施。育児休業からの復職に関する紛争1件、介護休業不利益取扱いに関する紛争が1件となっている。
- くるみん・プラチナくるみん認定については、行動計画の終了が近い企業に対し個別に申請勧奨を行う等、継続的に働きかけを行っているところだが、今年度は9月末まで7社のくるみん認定と、1社のプラチナくるみん認定を行った（R2年度くるみん認定7社）。



両立支援等助成金の支給状況（9月末時点）		支給決定件数
1	出生時両立支援コース	46件
2	育児休業等支援コース （うち 新型コロナウイルス感染症対応特例）	50件 17件
3	介護離職防止支援コース	9件
4	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置 による休暇制度導入助成金・休暇取得支援コース	5件



県内 4 社目のプラチナくるみん
サンメディカル株式会社（守山市）
（6/30認定証交付）





小学校や児童クラブ等の臨時休業により 仕事を休まなければならない場合の支援制度について

R3.9.30現在の内容です

**新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、
子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者**（裏面参照）に対して、
有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主には、**助成金**が支給されます。
「会社に助成金を利用してほしいけれど、説明が難しそう」、
「会社に相談してみたけれど、有給の休暇にしてもらえない」といった場合は、
下記「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にお尋ねください。

■ 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者（裏面参照）に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

制度の対象となる休暇の取得期間は令和3年8月1日～令和3年12月31日です。

■ 特別相談窓口でできること

小学校休業等対応助成金は、事業主が都道府県労働局に申請し、事業主に支払われるものです。

助成金を利用するかどうかは、事業主の判断によりますが、「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」では、「会社にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

ご相談は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局で受け付けています（滋賀以外の窓口は、右下のQRコードからご確認ください）。

■ 事業主が助成金を利用してくれない場合

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合には、労働者が直接申請することが可能です（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請となります）。

まずは「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」までお尋ねください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝、年末年始休み）

※令和4年1月31日までの予定です。

※滋賀県内の事業所に勤務している労働者の方が対象となります。

※県外の事業所に勤務している方は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局に御相談ください。

小学校休業等対応助成金に関する**全国の特別相談窓口**はこちらから →



「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者」とは

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- ・医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

よくあるご質問

Q 子の通う小学校では、午前中は登校して授業、午後は在宅オンライン授業となったため、午後から休暇を取得しました。この場合は対象になりますか。

A 対象になります。授業時間の短縮（午前授業・午後授業）により、半日単位や時間単位の休暇を取得した場合も対象になります。

Q 夏休みが延長になった期間は対象になりますか。

A 夏休みが延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象になります。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



フリーランス等、委託を受けて個人で仕事をする方への支援制度（小学校休業等支援金）のお問合せは
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンターへ

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00）※土日・祝日含む

臨時休業 個人委託 検索

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



(ガイドブックはこちら)

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円／1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

出向計画届提出・要件の確認※2※5

出向の実施

支給申請※3※5・助成金受給※4

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います。）。

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに
出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

※5 計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。
【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：助成額比較(イメージ)



一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金	実質負担
9/10	1/10	9/10	1/10
3,240円	360円	7,560円	840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

■ (参考) 雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
雇用調整助成金	実質負担		実質負担
2/3	1/3		10/10
2,400円	1,200円		8,400円

申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、下記の**コールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-60-3999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

(公財) 産業雇用安定センターでは 「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を 無料で支援しています！

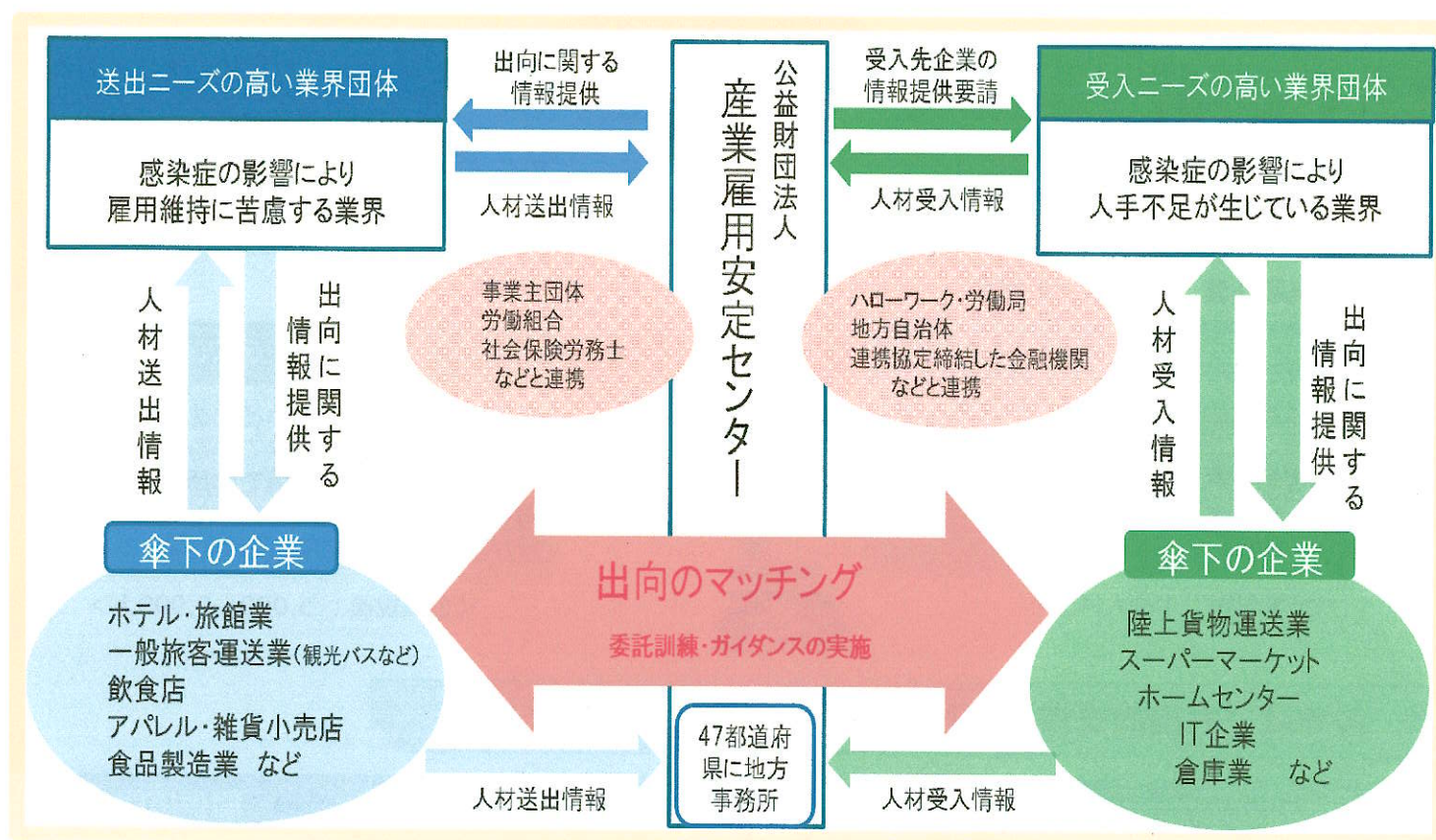
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**



感染症の影響で従業員の仕事がない。
雇用を維持するために一時的に他社
で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速
している。人員の確保が急務。



お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、無料で企業からのご相談を承っています。

(公財) 産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



(産業雇用安定センターホームページ)

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業 → 貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

＜企業規模：29人以下＞

出向期間5か月
出向労働者2名



精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

＜企業規模：29人以下＞

事例2：旅館・ホテル業 → 食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

＜企業規模：100人～299人＞

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを運営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意図して出向受入に切り替えることとした。

＜企業規模：30人～49人＞

事例3：航空運送業 → 卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。

＜企業規模：1万人以上＞

出向期間6か月
出向労働者14名



卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、店舗での販売員として出向で受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

＜企業規模：5,000～9,999人＞

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信すること」を含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関 など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

- ・ 具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・ 各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。



（厚生労働省ホームページ）

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

資料 3

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました。

事業主・労働者の皆さまは、ご不明な点がございましたら最寄りの窓口までご相談ください。

1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の
負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、
1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係
が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「**労働時間
以外の負荷要因**」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できるこ
とを明確にしました。

業務と発症との
関連が強いと評価

労働時間

発症前1か月間に100時間
または
2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働
の水準には至らないが**これに近い**時間外労働

+

一定の**労働時間以外の負荷要因**

2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因
を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、**赤字**の項目を新たに追加しました。

労働時間 以外の負荷 要因	勤務時間の不規則性	拘束時間の長い勤務
		休日のない連続勤務
		勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の 始業までをいいます
		不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
	事業場外における 移動を伴う業務	出張の多い業務
		その他事業場外における移動を伴う業務
	心理的負荷を伴う業務 ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました	
	身体的負荷を伴う業務	
	作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境 騒音

3

短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました

業務と発症との関連性が強いと判断できる場合として、以下の例を示しました。

短期間の過重業務	発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
	発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合
異常な出来事	業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
	事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
	生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
	著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
	著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

4

対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加しました

【改正前】

不整脈が一義的な原因となった心不全症状等は、対象疾病の「心停止（心臓性突然死を含む）」に含めて取り扱っていました。

【改正後】

心不全は心停止とは異なる病態のため、新たな対象疾病として「重篤な心不全」を追加しました。「重篤な心不全」には、不整脈によるものも含まれます。

【以下の点はこれまでと変更ありません】

- ・「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」、「異常な出来事」により業務の過重性を評価すること
- ・「長期間の過重業務」について、発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

労災認定の請求に関する詳しい情報・お問い合わせ

最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

全国の労働基準監督署 一覧



脳・心臓疾患の労災補償について
(厚生労働省のホームページ)



改正女性活躍推進法 対応のための ステップアップセミナー（連続5回）



令和4年4月1日から改正女性活躍推進法が施行され、常時雇用する労働者数101～300人規模企業のみなさまは、一般事業主行動計画の策定・届出が義務化されます。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に当たっては、各企業における女性労働者等の状況を把握し分析する必要がある等、法律において一定の手順が定められており、その手順に沿った対応が必要となります。

今般、来年4月から義務化となる管内企業のみなさまを対象に、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するための手順について段階的に解説するセミナーをオンラインにより開催します。ぜひご参加ください。

ZOOM申込み

第
1回

7/16 (金)
14:00～ (約45分)

●改正女性活躍推進法の概要

(内容予定※)
女性活躍推進法とはどのような法律か、義務企業は何をしないといけないか等、法の概略を説明します。



第
2回

7/28 (水)
14:00～ (約45分)

●基礎項目の算出と分析等について①

(内容予定※)
行動計画策定のために必要となる、自社の状況把握の方法を説明します。



第
3回

8/5 (木)
14:00～ (約45分)

●基礎項目の算出と分析等について②

(内容予定※)
自社の状況把握の方法(続き)と、分析結果をどのように行動計画に反映させるかを説明します。



第
4回

9/2 (木)
14:00～ (約45分)

●行動計画の策定・届出について

(内容予定※)
行動計画を策定し、届け出るに当たっての手続き等について説明します。



第
5回

9/8 (水)
14:00～ (約45分)

●えるぼし認定等について

(内容予定※)
番外編。女性活躍推進法に基づく認定制度についてご紹介します。



※各回とも、内容は多少変更する可能性があります。



定員：各回 **100名**



オンラインによる
セミナー利用規約

ご参加には、事前のお申し込みと、「オンラインによるセミナー利用規約」への同意が必要です(詳細裏面)。



【お問合せ先】



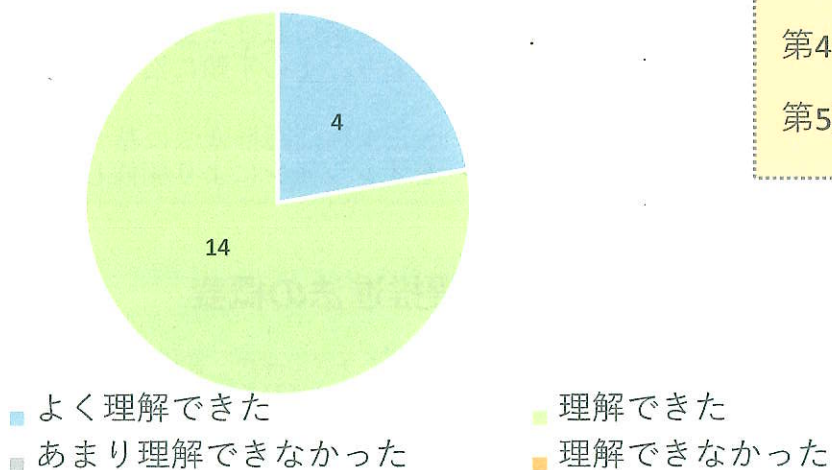
滋賀労働局雇用環境・均等室

TEL : 077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

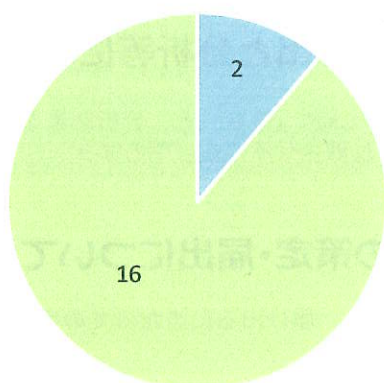
セミナーアンケート結果 <理解度>

第1回・改正女性活躍推進法の概要

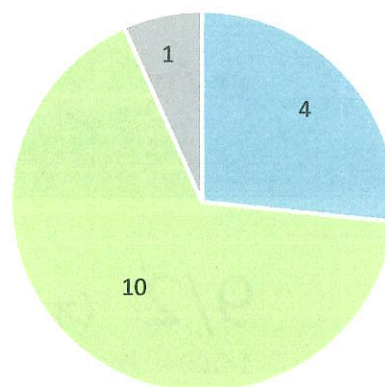


第2回・基礎項目の算出と分析等について

①

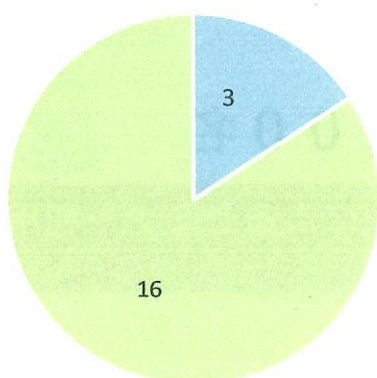


第4回・行動計画の策定・届出について



第3回・基礎項目の算出と分析等について

②



第5回・えるぼし認定等について

